

令和 4 年度事業  
特別管理産業廃棄物排出・処理状況調査報告書  
令和 3 年度速報値

令和 5 年 3 月

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課



## 目 次

I.	調査概要 .....	1
1.	調査目的 .....	1
2.	調査期間 .....	1
3.	調査実施機関 .....	1
4.	調査項目 .....	1
II.	調査方法 .....	2
1.	アンケート調査による基本データの収集 .....	3
1－1	調査対象 .....	3
1－2	アンケート調査の調査票 .....	5
2.	特別管理産業廃棄物排出量の推計 .....	6
2－1	業種区分変更 .....	8
2－2	中分類への按分方法 .....	8
2－3	特別管理産業廃棄物の年度補正方法 .....	10
2－4	原単位による推定方法 .....	12
3.	特別管理産業廃棄物の処理量の算出方法 .....	14
III.	調査結果 .....	17
1.	アンケート調査結果 .....	17
2.	特別管理産業廃棄物排出量の推計結果 .....	18
3.	特別管理産業廃棄物処理量の推計結果 .....	28
3－1	特別管理産業廃棄物の処理状況 .....	28
3－2	特別管理産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量 .....	31
4.	特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との比較 .....	37
4－1	業種別排出量 .....	37
4－2	種類別排出量 .....	38
4－3	地域別排出量 .....	39
4－4	処理処分状況 .....	40
IV.	特別管理産業廃棄物排出量の変化 .....	41
1.	特別管理産業廃棄物の業種別排出量の変化 .....	41
2.	特別管理産業廃棄物の種類別排出量の変化 .....	42
3.	特別管理産業廃棄物の地域別排出量の変化 .....	43

## 資 料 編

I.	産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領 .....	45
II.	活動量指標合計値 .....	63
III.	特別管理産業廃棄物の種類別処理状況フロー .....	67



## I. 調査概要

### 1. 調査目的

産業廃棄物問題の解決に向けて、行政施策の積極的な推進や、排出事業者の迅速かつ適正な対応が社会的に広く求められているところである。しかし今日、社会情勢の変化や技術の進歩といった特別管理産業廃棄物を取り巻く状況は著しい変化を続けており、行政施策の推進にあたっては、特別管理産業廃棄物の排出及び処理実態の正確な把握が必要不可欠である。

こうしたことから、本調査は、特別管理産業廃棄物処理行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。

### 2. 調査期間

自 令和4年7月  
至 令和5年3月

### 3. 調査実施機関

本調査は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の企画に基づき、株式会社グリーンエコが、環境省の請負業務として実施した。

### 4. 調査項目

#### (1) 特別管理産業廃棄物排出量

令和3年度における特別管理産業廃棄物排出量について、都道府県別に調査・推計し、特別管理産業廃棄物の種類別、業種別に特別管理産業廃棄物排出量を推計した。

#### (2) 特別管理産業廃棄物処理状況

令和3年度における特別管理産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査・推計し、種類別に特別管理産業廃棄物処理状況を推計した。

## II. 調査方法

本調査は統計法に基づく一般統計調査として行った。調査方法は図-II・1のフローに従って、次の（1）（2）（3）の手順で行った。

### （1）基本データの収集

47都道府県を対象としたアンケートによる特別管理産業廃棄物の排出状況・処理状況調査を実施し、実態データを収集した。

### （2）特別管理産業廃棄物排出量の推計

47都道府県の排出状況データより、令和3年度の排出量を推計した。都道府県によっては一部未調査業種等があり、原単位法等により補完した。

### （3）特別管理産業廃棄物処理状況の推計

47都道府県の処理状況データ及び排出量の推計値を用いて、令和3年度の処理状況を推計した。

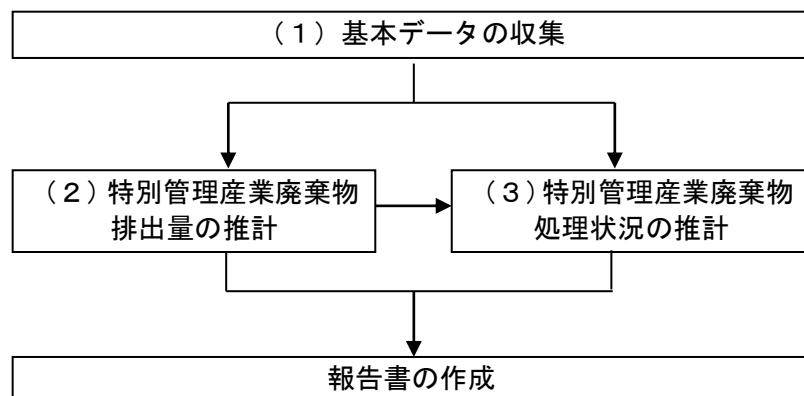


図-II・1 調査方法

## 1. アンケート調査による基本データの収集

自治体が把握している各都道府県の特別管理産業廃棄物排出・処理状況を、アンケート調査により収集し、それらを令和3年度の全国の特別管理産業廃棄物の排出量及び処理量等を推計するための基本データとした。アンケート調査は、47都道府県の産業廃棄物行政主管部署を対象として行った。

### 1-1 調査対象

#### (1) 調査対象業種

「日本標準産業分類(平成25年10月改定)／総務省」(以下、新産業分類)をもとに抽出した、特別管理産業廃棄物の排出が想定される大分類18業種を調査の対象とした。

表-II・1 調査対象業種

No.	大分類	産業分類	コード	No.	大分類	産業分類	コード
1	農業、林業	農業、林業大分類	A	情報通信業	情報通信業大分類	G	
2		耕種農業	A011		通信業	G37	
3		畜産農業	A012		放送業	G38	
4		林業	A02		情報サービス業	G39	
		上記以外の農業、林業	41		インターネット付随サービス業	G40	
5	漁業	漁業大分類	B	運輸業、郵便業	映像・音声・文字情報制作業	G41	
6		漁業	B03		運輸業、郵便業大分類	H	
7		水産養殖業	B04		鉄道業	H42	
8	鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	C		道路旅客運送業	H43	
	建設業	建設業	D		道路貨物運送業	H44	
	製造業	製造業大分類	E		上記以外の運輸業、郵便業		
9		食料品製造業	E09	卸売業、小売業	卸売業、小売業大分類	I	
10		飲料・たばこ・飼料製造業	E10		各種商品卸売業	I50	
11		繊維工業	E11		木材・竹材卸売業	I5311	
12		木材・木製品製造業	E12		各種商品小売業	I56	
13		家具・装備品製造業	E13		自動車小売業	I591	
14		パルプ・紙・紙加工品製造業	E14		機械器具小売業	I593	
15		印刷・同関連業	E15		家具・建具・置小売業	I601	
16		化学工業	E16		じゅう器小売業	I602	
17		石油製品・石炭製品製造業	E17		燃料小売業	I605	
18		プラスチック製品製造業	E18		上記以外の卸売業、小売業		
19		ゴム製品製造業	E19	不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類	K	
20		なめし革・同製品・毛皮製造業	E20		物品賃貸業	K70	
21		窯業・土石製品製造業	E21		学術研究、専門・技術サービス業大分類	L	
22		鉄鋼業	E22	サービス業	学術研究、専門・技術	L71	
23		非鉄金属製造業	E23		サービス業	L746	
24		金属製品製造業	E24		宿泊業、飲食サービス業大分類	M	
25		はん用機械器具製造業	E25	サービス業	飲食店	M76	
26		生産用機械器具製造業	E26		上記以外の宿泊業、飲食サービス業		
27		業務用機械器具製造業	E27		生活関連サービス業、娯楽業大分類	N	
28		電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28	教育、学習支援業	洗濯業	N781	
29		電気機械器具製造業	E29		教育、学習支援業	O	
30		情報通信機械器具製造業	E30		医療、福祉大分類	P	
31		輸送用機械器具製造業	E31	医療、福祉	医療業	P83	
32		その他の製造業	E32		上記以外の医療、福祉		
	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業大分類	F		複合サービス事業	Q	
33		電気業	F33	サービス業	サービス業大分類	R	
34		ガス業	F34		自動車整備業	R891	
35		熱供給業	F35		と蓄場	R952	
36		上水道業	F361		上記以外のサービス業		
37		下水道業	F363		公務	S	

なお、特別管理産業廃棄物排出・処理状況の把握に「日本標準産業分類（平成14年3月改定）／総務庁」以前の日本標準産業分類（以下、旧産業分類）を用いている自治体については、旧産業分類により想定される大分類16業種を調査の対象とした。

## （2）調査対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）に規定する特別管理産業廃棄物13種類とした。

表-II・2 調査対象の特別管理産業廃棄物

廃棄物種類	略称等	備考
廃油		引火性
廃酸		強酸（pH2.0以下）
廃アルカリ		強アルカリ（pH12.5以上）
感染性産業廃棄物		
特定有害廃棄物	廃P C B等 P C B汚染物 P C B処理物	P C B廃棄物 (調査対象外)
鉛さい	特定鉛さい	有害物質含有
指定下水汚泥		(調査対象外)
廃石綿等		
燃え殻	特定燃え殻	有害物質含有
ばいじん	特定ばいじん	有害物質含有
廃油	特定廃油	有害物質含有
汚泥	特定汚泥	有害物質含有
廃酸	特定廃酸	有害物質含有
廃アルカリ	特定廃アルカリ	有害物質含有
廃水銀等		

## 1－2 アンケート調査の調査票

アンケート調査では、表-II・3に示す3種類の調査票及び記入要領を1組として、各都道府県に配布した。記入要領及び調査票は巻末の資料編に掲載した。

表-II・3 調査票の構成

No.	調査票名	内容	枚数
1	実態調査状況票	各都道府県で実施した既往の産業廃棄物実態調査の内容及び、今後の調査予定を調査するもの	4枚
2	業種別・種類別産業廃棄物排出量調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の業種別廃棄物種類別の年間排出量を調査するもの	3枚
3	種類別産業廃棄物処理状況調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の中間処理・最終処分・再生利用状況を調査するもの	3枚
合 計			10枚

## 2. 特別管理産業廃棄物排出量の推計

特別管理産業廃棄物排出量の推計方法を図-II・2に示す。排出量の推計は特別管理産業廃棄物の種類ごとに、都道府県別及び業種別に行った。

なお、平成23年度以前の推計方法(図-II・3)では、一部の中分類別排出量の推計が欠落するため、平成24年度より推計方法の見直しを行った。そのため、過年度調査の推計結果とデータ的には連続していないことに留意する必要がある。

都道府県回答による推計は、令和3年度データの場合(図-II・2中のA)はそのまま、都道府県からの回答データが業種大分類の小計のみである場合は、過去実績値により得られた構成比から中分類への按分(H)を行った。令和2年度以前のデータしかない場合(B)は、過去実績値により得られた構成比から中分類への按分(H)を行ったうえで年度補正(I)を行った。さらに、過去の回答データも無い場合(C)は原単位法を用いて推計を行った(J)。

なお、旧産業分類に準拠している場合等があり、フォーマットを整合させるために、業種区分変更(G)といった処理を行った。

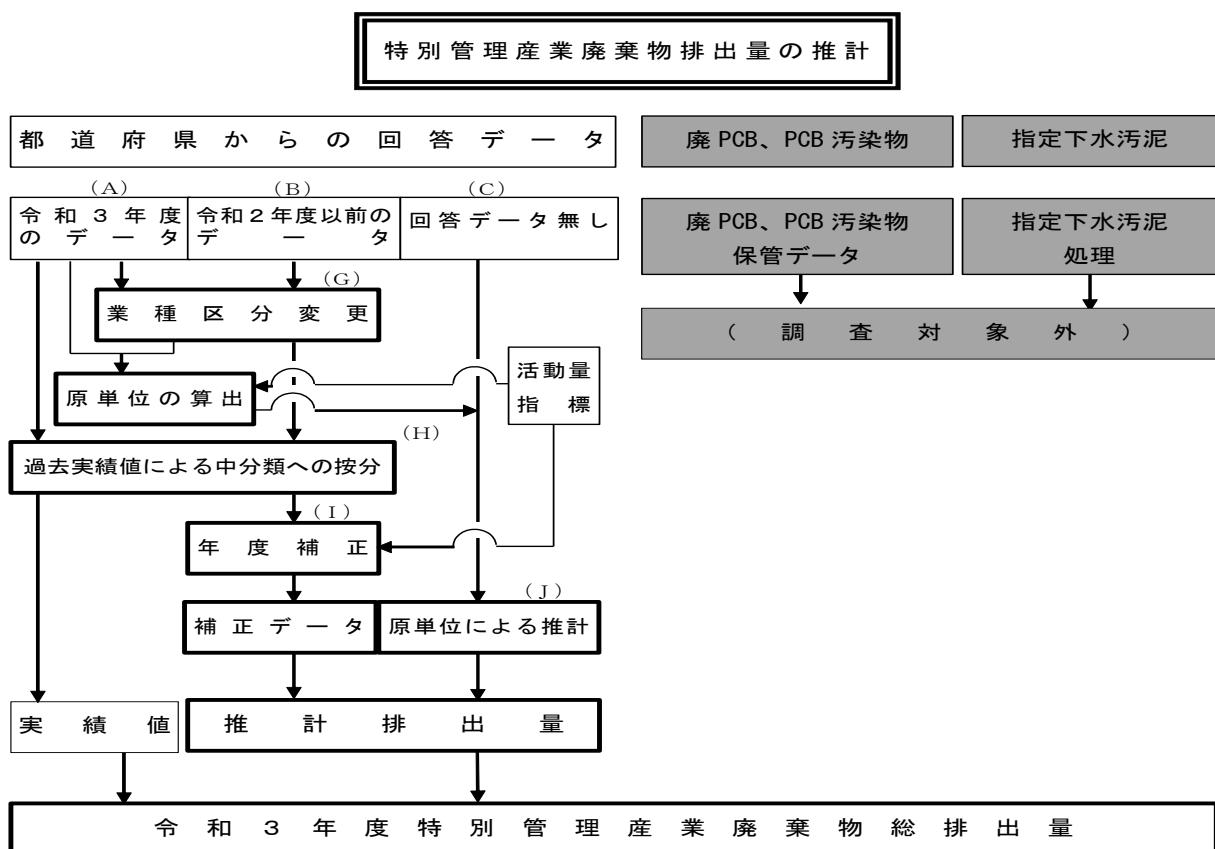
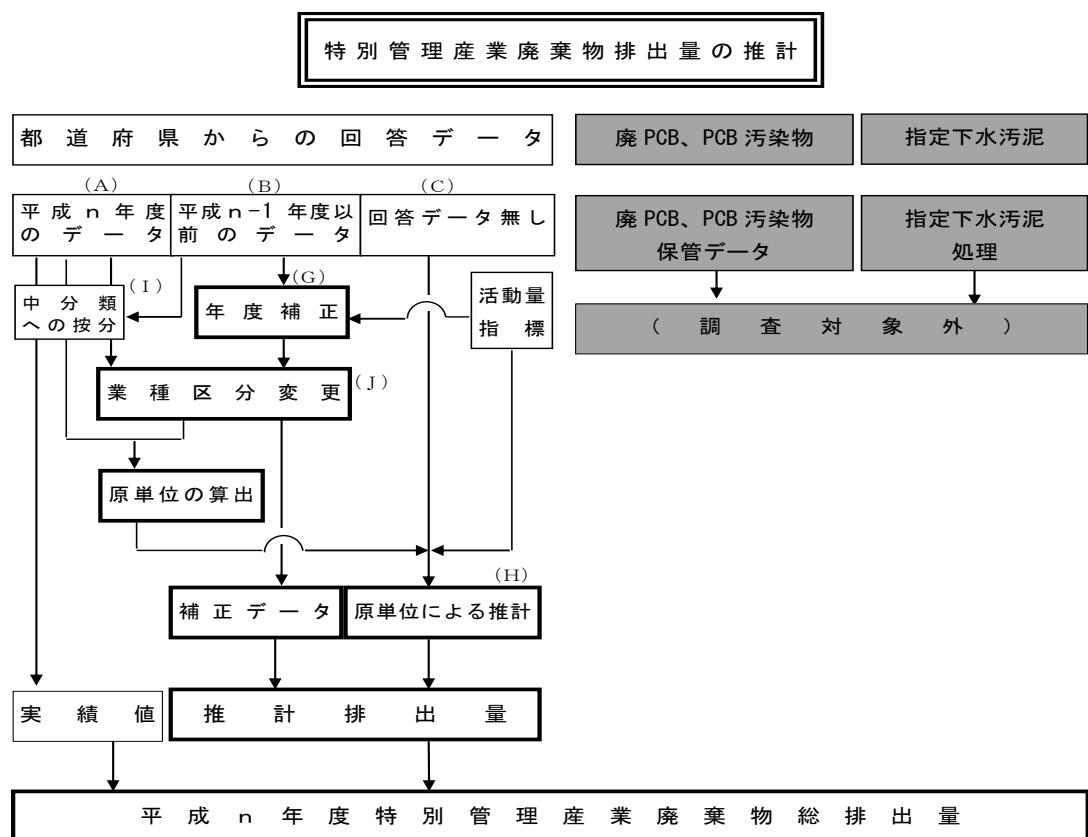


図-II・2 特別管理産業廃棄物排出量の推計方法



 は計算後の推計（加工）データ

図-II・3 平成23年度以前の特別管理産業廃棄物排出量の推計方法

## 2-1 業種区分変更

本調査では、新産業分類に基づく業種区分での特別管理産業廃棄物排出量を推計した。しかし、都道府県からの回答には旧産業分類で記載されているものもあることから、データの変換を行った。その方法は平成22年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の2-3のとおりである。

## 2-2 中分類への按分方法

都道府県からの回答において、調査対象業種が中分類あるいは小分類、細分類（以下、「中分類」）で設定されているにもかかわらず、大分類のみの排出量しか得られなかつた場合は、中分類の排出量を按分により推計し、当該都道府県の令和3年度の排出量とした。

### （1）都道府県からの回答により過去の中分類の排出量が既知である場合

都道府県からの直近年度の回答により過去の中分類の排出量が既知である場合は、今年度の中分類排出量も当該数値に比例するものと想定して、図-II-4に示すとおり大分類回答を按分した。

令和3年度(今回)の回答値

業種	特別管理産業廃棄物種類				
	廃酸	廃油	廃アルカリ	…	
農林業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業				
	畜産農業				
	林業大分類				
	上記以外の農業				
製造業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業				
	飲料・たばこ・飼料製造業				
	…				

大分類の排出量

×

直近の調査年度の当該中分類の排出量

=

直近の調査年度の当該大分類の排出量

直近の調査年度の排出量

N県の特別管理産業廃棄物排出量

業種	特別管理産業廃棄物種類				
	廃酸	廃油	廃アルカリ	…	
農林業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製造業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	…	##	##	##	##

令和3年度(今回)の推計値

業種	特別管理産業廃棄物種類				
	廃酸	廃油	廃アルカリ	…	
農林業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製造業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	…	##	##	##	##

図-II-4 直近の調査年度の排出量による按分

## (2) 過去の中分類の排出量が不明な場合

都道府県からの回答から過去の中分類の排出量が不明な場合は、令和2年度の都道府県別・種類別推計排出量の結果から得られる全国平均の構成比を用いて、図-II・5に示すとおり大分類回答を按分した。

なお、令和2年度の都道府県別・種類別推計排出量の結果においても中分類の排出量が不明な場合は、大分類回答のみを排出量として計上した。

令和3年度(今回)の回答値

業種	特別管理産業廃棄物種類			
	廃酸	廃油	廃アルカリ	…
農林業	農業大分類	####	####	####
	耕種農業			
	畜産農業			
	林業大分類			
製造業	上記以外の農業			
	製造業大分類	####	####	####
	食料品製造業			
	飲料・たばこ・飼料製造業			
…				

令和2年度推計排出量結果

業種	特別管理産業廃棄物種類			
	廃酸	廃油	廃アルカリ	…
農林業	農業大分類	####	####	####
	耕種農業	##	##	##
	畜産農業	##	##	##
	林業大分類	##	##	##
製造業	上記以外の農業	##	##	##
	製造業大分類	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##
…				

令和3年度(今回)の推計値

業種	特別管理産業廃棄物種類			
	廃酸	廃油	廃アルカリ	…
農林業	農業大分類	####	####	####
	耕種農業	##	##	##
	畜産農業	##	##	##
	林業大分類	##	##	##
製造業	上記以外の農業	##	##	##
	製造業大分類	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##
…				

図-II・5 全国平均の構成比による按分

## 2-3 特別管理産業廃棄物の年度補正方法

### (1) 年度補正方法

令和3年度の産業廃棄物排出量調査を実施していない都道府県については、令和2年度以前に回答があった利用可能な特別管理産業廃棄物排出量データに、活動量指標を用いて年度補正を行い、令和3年度の特別管理産業廃棄物排出量(年度補正排出量)を推定した。

[年度補正計算式]

$$\text{① 年度補正排出量} = \text{調査年度の特別管理産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{令和3年度の活動量指標}}{\text{調査年度の活動量指標}}$$

補正に用いた業種ごとの活動量指標を表-II・4に示す。

なお、活動量指標に金額（製造品出荷額等、元請完成工事高）を用いている場合には、以下のように年度補正に加えて表-II・5に示すデフレーターによる物価補正も行った。

### ② 年度補正排出量

$$= \text{調査年度の特別管理産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{令和3年度の活動量指標} \div \text{令和3年度のデフレーター}}{\text{調査年度の活動量指標} \div \text{調査年度のデフレーター}}$$

表-II・4 業種ごとの活動量指標の種類及び出典

業種		活動量指標の種類	単位	出典	出典年度次
農業	耕種農業	施設面積(ハウス面積、ガラス室面積)	a	世界農林業センサス	平成27年度 令和2年度
	畜産農業	家畜数(乳用牛、肉用牛、豚、鶏)	頭羽	畜産統計	令和3年度
林業、漁業、鉱業		従業者数	人	経済センサス	平成26年度 平成28年度
建設業		元請完成工事高	百万円	建設工事施工統計調査報告	令和3年度
製造業		製造品出荷額等	百万円	経済センサス	令和2年度
電気・ガス・熱供給・水道業		従業者数	人	経済センサス	平成26年度 平成28年度
	上水道業	給水人口	人	給水人口と給水普及率	令和2年度
	下水道業	処理区域人口	人	都道府県別汚水処理人口普及状況	令和3年度
情報通信業、運輸業 卸売・小売業 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業		従業者数	人	経済センサス	平成26年度 平成28年度
医療、福祉		病床数	床	医療施設動態調査	令和3年度
教育、学習支援業 複合サービス業、サービス業		従業者数	人	経済センサス	平成26年度 平成28年度
と畜場(動物系固形不要物)		と畜頭数	頭	畜産物流通統計	令和3年度
公務		従業者数	人	就業構造基本調査	平成29年度

表-II・5 デフレーター

業種大分類	デフレーター	
	建設業*	製造業**
平成 21 年度	93.4	98.1
平成 22 年度	93.5	98.7
平成 23 年度	94.7	99.9
平成 24 年度	94.1	98.6
平成 25 年度	96.5	101.4
平成 26 年度	99.8	101.6
平成 27 年度	100	98.7
平成 28 年度	100.3	96.0
平成 29 年度	102.2	98.8
平成 30 年度	105.5	100.6
令和元年度	108.0	99.5
令和 2 年度	107.9	97.7
令和 3 年度	105.9	113.2

\* 「建設工事費デフレーター（2015 年度基準）」（国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課）

\*\* 「企業物価指数（2011 年基準）」（日本銀行調査統計局）

## （2）活動量指標の補正について

表-II・4 に示す活動量指標の出典となる統計は、必ずしも毎年公表されているわけではない（経済センサスは 3 年に一度、農林業センサスは 5 年に一度、就業構造基本調査は 5 年に一度など）ため、推計作業時点で当該年度の数値が公表されていない場合もある。令和 3 年度の産業廃棄物の排出量の推計にあたっては、活動量指標を以下のように取り扱った。

### 1) 令和 3 年度の統計値が得られた活動量指標

畜産農業、建設業、下水道業、医療、福祉、と畜場の活動量指標は、出典となる調査等の令和 3 年度のものが公表済みであり、これらの統計値をそのまま用いた。

### 2) 令和 3 年度の統計値のない活動量指標

1) 以外の業種の活動量指標は、直線補間等の手法により、過年度指標を補正して用いた。

## 2-4 原単位による推定方法

### (1) 全国共通原単位の算出

全国共通原単位の算出方法を図-II・6に示す。

各都道府県からの回答実績値を基に、各都道府県の活動量指標を用いて業種別、特別管理産業廃棄物種類別に全国共通原単位を算出した。



図-II・6 全国共通原単位算出方法

## (2) 原単位法による推定

全国共通原単位を用いた原単位法による推計方法を図一 II・7 に示す。

なお、回答のない都道府県のほか、未調査業種等により回答に部分的に欠落がある場合（大分類と中分類の回答の双方がない場合）についても、この推定方法で補填を行っている。



図一 II・7 原単位法による排出量推計方法

### 3. 特別管理産業廃棄物の処理量の算出方法

#### (1) 特別管理産業廃棄物の処理区分構成比の算出

- ① 処理量算出の基本データとしては、各都道府県からの調査回答を、表-II・6 の方法により図-II・8 の処理状況フローの各項目に変換したものを採用した。このとき、令和3年度回答のない都道府県については、直近の過去の調査回答を年度補正（過去回答の排出量と令和3年度の推計排出量の比率で、産業廃棄物種類毎に過去回答の処理量を補正）することで、令和3年度の処理量の基本データとした。
- ② ①の各都道府県データを産業廃棄物種類別に積算し、それぞれの処理区分構成比率を求めた。
- ③ 処理処分についての回答が無い都道府県や、本調査と処理区分が相違している等の理由で処理状況データが採用できない都道府県については、令和3年度の有効回答実績から求めた平均値による処理構成比率で代替するものとした。

以上により、最終的に全国値としての種類別の産業廃棄物の処理構成比率を算出した。

#### (2) 全国の特別管理産業廃棄物処理状況推計値の算出

特別管理産業廃棄物の種類別排出量に、(1)で算出した処理区分構成比率を乗じて、特別管理産業廃棄物の種類別処理状況推計値を算出した上、その合計値から全国の特別管理産業廃棄物処理状況推計値を算出した。

全国の特別管理産業廃棄物処理状況推計値 (t／年)

$$= \Sigma \{ \text{特別管理産業廃棄物の種類別排出量 (t／年)} \times \text{種類別処理状況構成比 (\%)} \}$$

処理状況フロー図を図-II・8 に、処理状況の算出方法を図-II・9 に、処理状況算出項目(処理区分)を表-II・6 に示す。

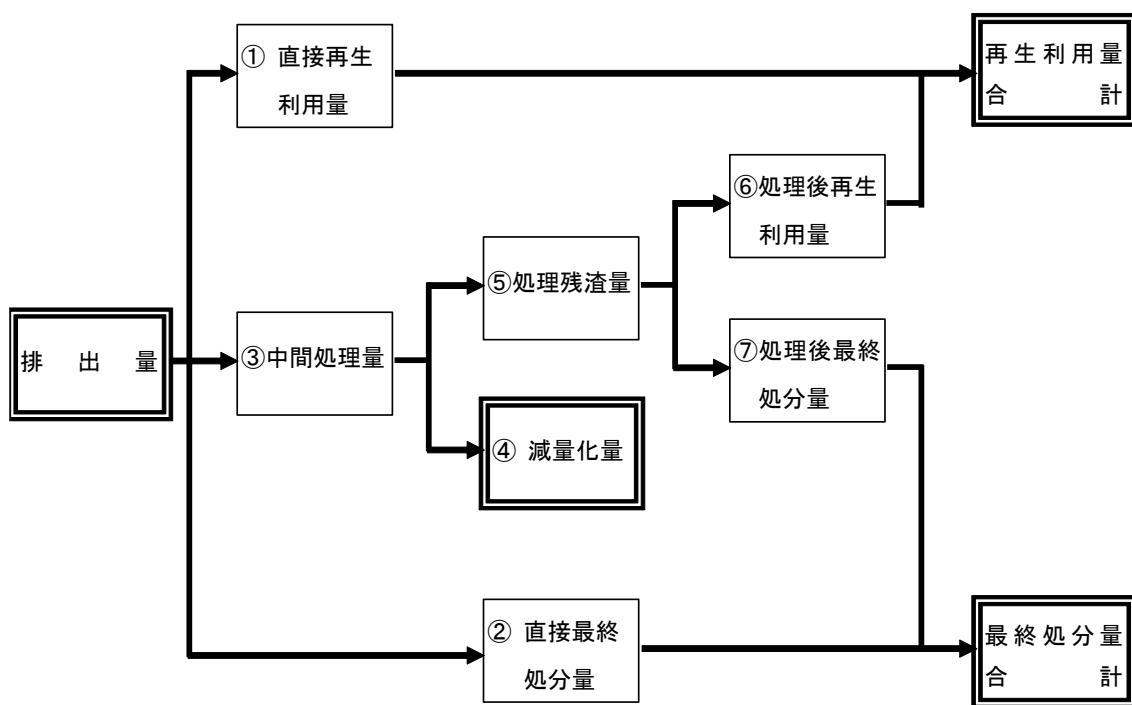


図-II・8 処理状況フロー図

表-II・6 処理状況算出項目（処理区分）

処理区分	調査票III処理項目番号との関係
①直接再生利用量（中間処理せず、再生利用された量）	自己未処理自己再生利用量（8）
②直接最終処分量（中間処理せず、最終処分された量）	自己未処理自己最終処分量（11）+（5）のうち委託最終処分された量（14ハ）
③中間処理量（中間処理の対象となった量）	自己中間処理量（4）+（5）のうち委託中間処理された量（13イ）
④減量化量（中間処理により減量した量） （=③-⑤）	-
⑤処理残渣量（中間処理後の処理残渣量） （=⑥+⑦）	-
⑥処理後再生利用量（中間処理後に、再生利用された量）	自己中間処理後再生利用量（9）+委託中間処理後再生利用量（17）
⑦処理後最終処分量（中間処理後に、最終処分された量）	自己中間処理後自己最終処分量（10）+（6）のうち委託最終処分された量（14ニ）+委託中間処理後最終処分量（18）

燃え殻		処理区分					
都道府県	排出量	直接再生利用量	直接最終処分量	中間処理			
				中間処理量	処理残渣量	再生利用量	最終処分量
N県	####	####	####	####	####	####	####
O県	####	####	####	####	####	####	####
P県	####	####	####	####	####	####	####
Q県	####	####	####	####	####	####	####
R県	####	####	####	####	####	####	####
…	####	####	####	####	####	####	####
合計	####	####	####	####	####	####	####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

廃棄物別処理状況の各都道府県データ合計値

↓  
●全国廃棄物別処理状況構成比

×

廃棄物別排出量

||  
廃棄物別の処理状況推計

廃棄物処理状況一覧表							
種類	排出量	直接再生利用量	直接最終処分量	中間処理			
				中間処理量	処理残渣量	再生利用量	最終処分量
廃油	####	####	####	####	####	####	####
廃酸	####	####	####	####	####	####	####
廃アルカリ	####	####	####	####	####	####	####
感染性	####	####	####	####	####	####	####
…	####	####	####	####	####	####	####
…	####	####	####	####	####	####	####
合計	####	####	####	####	####	####	####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

図-II・9 特別管理産業廃棄物の処理状況算出方法

### III. 調査結果

#### 1. アンケート調査結果

##### (1) 基本データ

各都道府県における特別管理産業廃棄物排出・処理状況の実態調査の実施状況は、表一Ⅲ・1に示すとおりである。基本データについては、令和3年度の実態調査結果の回答はなかったため、47自治体全てにおいて令和2年度以前の実態調査結果を利用した。

表一Ⅲ・1 都道府県実態調査実績年度（令和3年度実績値）

No.都道府県	調査年度													
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 北海道	○				○	○	○	○	○	○	○	▲		
2 青森県	○				○							○※	▲	
3 岩手県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
4 宮城県				○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
5 石川県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
6 山形県	○	○					▲							
7 福島県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
8 茨城県	○					○						▲		
9 栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
10 群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
11 埼玉県									▲					
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
14 神奈川県		○							○	▲				
15 新潟県	○					○				▲				
16 富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
17 石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
18 福井県	○				▲									
19 山梨県	○				○	○				○	○	▲		
20 長野県														
21 岐阜県	○※						○			▲				
22 静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
23 愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
24 三重県	○								▲					
25 滋賀県	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
26 京都府	○						▲							
27 大阪府	○					○						▲		
28 兵庫県	○						○					▲		
29 奈良県	○		○				○					▲		
30 和歌山县	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
31 鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
32 鳥羽県	○					○				▲				
33 岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
34 広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
35 山口県	○※					○				▲				
36 徳島県	○				▲									
37 香川県					○							▲		
38 愛媛県	○	○				○						▲		
39 高知県	●													
40 福岡県	○	○			○	○				○	○	▲		
41 佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
42 長崎県	○					○						▲		
43 熊本県	○					○						▲		
44 大分県	○	○		○		○						○※	▲	
45 宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※	▲	
46 鹿児島県	○											○※	▲	
47 沖縄県	○				○				○	○	○	○	▲	
○、○※	37	21	19	18	21	29	26	24	20	24	23	22	0	0
●、▲	1	0	0	0	0	2	1	1	0	3	8	5	24	0
計	38	21	19	18	21	31	27	25	20	27	32	27	24	0

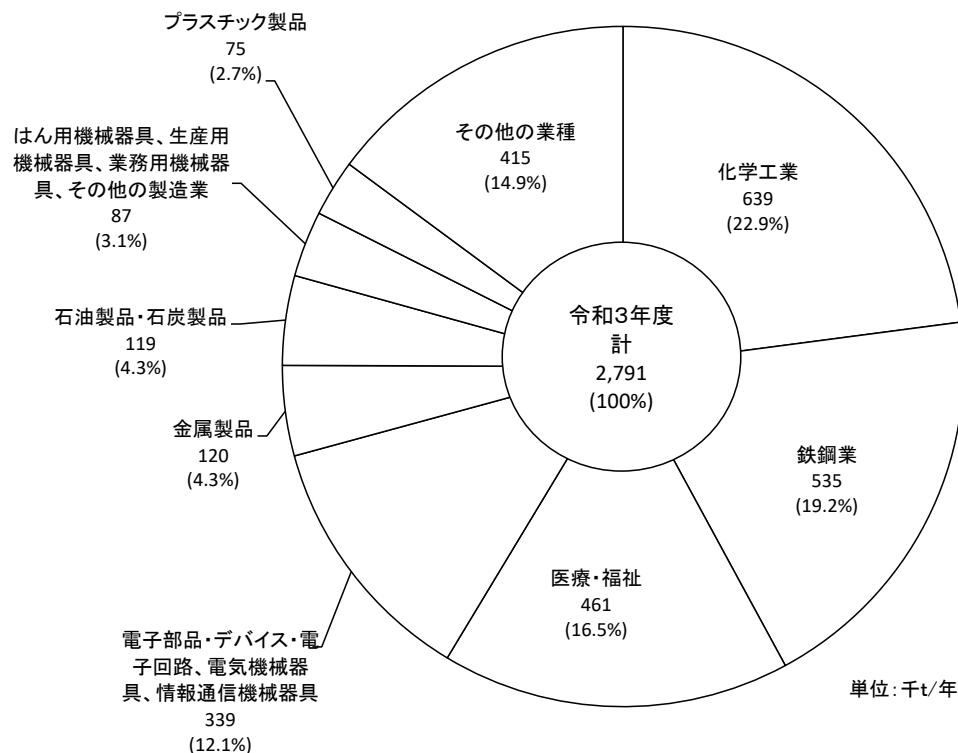
\*1 ●:今回採用データ、▲:今回採用データ(大分類による回答あり)  
○:以前の調査、○※:以前の調査(接分根拠として採用)

## 2. 特別管理産業廃棄物排出量の推計結果

図-II・2の推計方法により算出した令和3年度における特別管理産業廃棄物の全国排出量は、およそ2,791千トンとなった。特別管理産業廃棄物の業種別排出量を(1)に、特別管理産業廃棄物の種類別排出量を(2)に、特別管理産業廃棄物の地域別排出量を(3)に、特別管理産業廃棄物の業種別・種類別排出量及び都道府県別・種類別排出量を(4)に示す。

### (1) 特別管理産業廃棄物の業種別排出量

特別管理産業廃棄物の排出量を業種別にみると、化学工業からの排出量が最も多く、次いで鉄鋼業、医療・福祉、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、金属製品となっており、この5業種で全排出量の約7割を占めている(図-III・1、表-III・2参照)。



※ 各業種の産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図-III・1 特別管理産業廃棄物の業種別排出量（令和3年度実績値）

表-III・2 特別管理産業廃棄物の業種別排出量（令和3年度実績値）

業 種	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
農業、林業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
漁業	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鉱業	4	0.1	4	0.2	4	0.1
建設業	51	1.8	53	1.9	89	2.8
製造業	2,168	77.7	2,149	77.4	2,434	77.1
飲料品・たばこ・飼料	34	1.2	34	1.2	44	1.4
繊維工業	5	0.2	5	0.2	5	0.2
木材・木製品	11	0.4	11	0.4	10	0.3
家具・装備品	3	0.1	3	0.1	3	0.1
パルプ・紙・紙加工品	1	0.0	1	0.0	1	0.0
印刷・同関連	14	0.5	15	0.5	17	0.5
化学生工業	28	1.0	29	1.1	26	0.8
石油製品・石炭製品	639	22.9	634	22.9	775	24.5
プラスチック製品	119	4.3	112	4.0	124	3.9
ゴム製品	75	2.7	76	2.7	74	2.4
なめし革・同製品・毛皮	3	0.1	3	0.1	4	0.1
窯業・土石製品	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鉄鋼	50	1.8	50	1.8	65	2.1
非鉄金属製品	535	19.2	510	18.4	604	19.1
金属	65	2.3	64	2.3	55	1.7
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業	120	4.3	117	4.2	136	4.3
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具	87	3.1	86	3.1	106	3.3
輸送用機械器具製造業	339	12.1	362	13.0	348	11.0
電気・ガス・熱供給・水道業	40	1.4	36	1.3	37	1.2
情報通信業、運輸業	17	0.6	17	0.6	24	0.7
卸売・小売業、飲食店・宿泊業	3	0.1	3	0.1	8	0.3
医療・福祉	10	0.4	10	0.4	16	0.5
教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業等	461	16.5	463	16.7	485	15.4
公務	74	2.6	74	2.7	92	2.9
合計	2,791	100.0	2,775	100.0	3,155	100.0

\* 各業種の産業廃棄物の量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

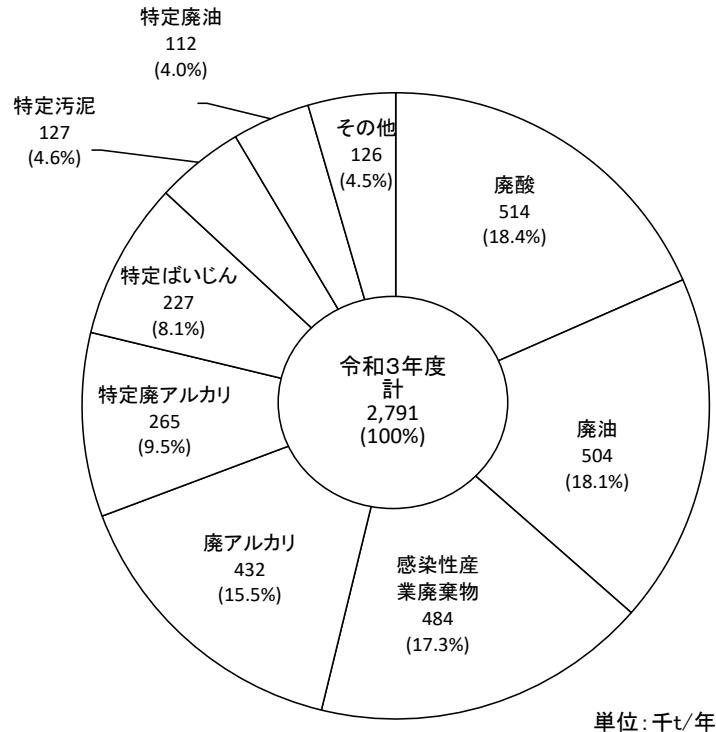
\* 日本標準産業分類の改定に伴う、新旧産業分類で相違する業種区分の対応は以下の通り。

旧産業分類	新産業分類	旧産業分類	新産業分類
(大分類) 農業	(大分類) 農業・林業	一般機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業
(大分類) 林業		精密機械器具製造業	
繊維工業	繊維工業	その他の製造業	
衣服・その他繊維製品製造業		電気機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
		情報通信機械器具製造業	
		電子部品・デバイス製造業	

「教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業等」：物品貸借業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の各大分類の合計

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類別排出量

特別管理産業廃棄物の排出量を種類別にみると、廃酸の排出量が最も多く、次いで廃油、感染性産業廃棄物、廃アルカリ、特定アルカリとなっており、この5品目で全排出量の約8割を占めている（図－III・2、表－III・3参照）。



※ 各産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図－III・2 特別管理産業廃棄物の種類別排出量（令和3年度実績値）

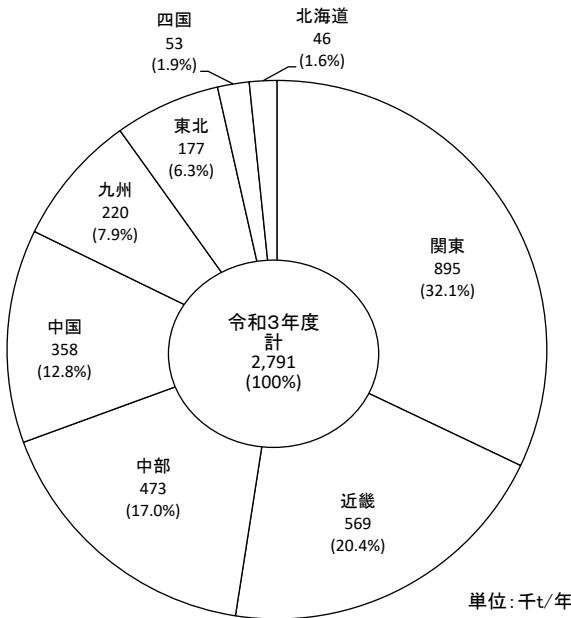
表-III・3 特別管理産業廃棄物の種類別排出量（令和3年度実績値）

種類	令和3年度		令和2年度		令和元年度		
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)	
廃油	504	18.1	503	18.1	522	16.6	
廃酸	514	18.4	505	18.2	574	18.2	
廃アルカリ	432	15.5	433	15.6	467	14.8	
感染性産業廃棄物	484	17.3	485	17.5	519	16.5	
特定有害廃棄物	鉛さい	3	0.1	3	0.1	7	0.2
	廃石綿等	31	1.1	32	1.1	43	1.4
	燃え殻	23	0.8	23	0.8	24	0.8
	ばいじん	227	8.1	219	7.9	227	7.2
	廃油	112	4.0	115	4.2	151	4.8
	汚泥	127	4.6	128	4.6	148	4.7
	廃酸	69	2.5	69	2.5	107	3.4
	廃アルカリ	265	9.5	260	9.4	367	11.6
	廃水銀等	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	2,791	100.0	2,775	100.0	3,155	100.0	

\* 各産業廃棄物の量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

### (3) 特別管理産業廃棄物の地域別排出量

特別管理産業廃棄物の排出量を地域別にみると、関東地方の排出量が最も多く、次いで、近畿地方、中部地方の順になっている（図－III・3、表－III・4参照）。



※ 各地域の産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図－III・3 特別管理産業廃棄物の地域別排出量（令和3年度実績値）

表－III・4 特別管理産業廃棄物の地域別排出量（令和3年度実績値）

地域別	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	排出量 (千t)	割合 (%)	排出量 (千t)	割合 (%)	排出量 (千t)	割合 (%)
北海道	46	1.6	47	1.7	48	1.5
東北	177	6.3	178	6.4	199	6.3
関東	895	32.1	883	31.8	969	30.7
中部	473	17.0	471	17.0	512	16.2
近畿	569	20.4	567	20.4	637	20.2
中国	358	12.8	357	12.9	387	12.3
四国	53	1.9	54	2.0	61	1.9
九州	220	7.9	218	7.8	342	10.8
合計	2,791	100.0	2,775	100.0	3,155	100.0

\* 各地域の産業廃棄物の量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

\* 各地域に属する都府県は次のとおり。

東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
 関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
 中部地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県  
 近畿地域：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
 四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
 九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

#### (4) 特別管理産業廃棄物の業種別種類別排出量及び都道府県別種類別排出量

(1) (2) (3) の詳細な内訳として、特別管理産業廃棄物の業種別種類別排出量を表－III・5に、都道府県別種類別排出量を表－III・6に示す。

また、これらを算出するために用いた全国共通原単位を表－III・7に、各都道府県回答排出量の合計値を表－III・8に示す。



表-III・6 令和3年度実績値 特別管理産業廃棄物の都道府県別・種類別排出量推計値一覧表

No.	都道府県名	廃油	廃酸	廃アルカリ	感性性質 産業廃棄物	年間有機物質等				合計
						氯化イ	燃え難	燃え易	汚泥	
1	北海道	3,394	1,355	2,866	5,017	188	2,766	17	4,173	526
2	青森県	1,377	4,016	4,224	3,142	133	243	787	562	270
3	岩手県	1,337	4,038	8,713	11,429	40	493	70	1,115	442
4	宮城県	2,806	6,175	3,296	4,083	17	203	23	242	167
5	秋田県	1,306	1,744	5,033	3,399	47	399	20	417	117
6	山形県	3,804	5,033	8,189	3,399	47	399	20	417	131
7	福島県	11,051	6,469	3,377	4,976	150	266	141	1,975	532
8	茨城県	33,763	19,233	13,341	7,239	76	196	4,397	3,953	2,755
9	栃木県	8,222	10,832	3,305	11,717	230	0	11,564	2,793	7,356
10	群馬県	16,300	5,217	3,547	1,053	15,082	95	1,023	8,035	3,934
11	埼玉県	25,635	8,948	13,287	1,735	14,100	14	1,610	1,659	6,793
12	千葉県	32,662	7,735	37,987	4,007	40,154	954	4,971	4,324	7,775
13	東京都	4,880	3,007	1,088	1,088	13,400	28	77	5,789	1,191
14	神奈川県	29,967	39,141	19,512	8,607	8,607	28	943	3,322	1,183
15	新潟県	9,418	8,968	8,621	2,694	2,694	474	1,829	1,263	1,552
16	富山県	21,223	15,129	2,639	3,256	10	563	0	7,117	723
17	石川県	9,278	2,639	3,533	3,918	91	568	178	2,156	3,575
18	福井県	6,850	3,734	9,530	1,911	35	544	45	783	828
19	山梨県	1,563	1,680	4,646	4,646	15	167	167	105	105
20	長野県	9,116	5,926	4,991	8,728	130	232	279	1,698	4,226
21	岐阜県	5,271	5,301	25,468	5,471	39	419	70	415	1,487
22	静岡県	24,212	4,436	5,319	8,614	655	138	577	1,020	1,156
23	愛知県	31,833	37,722	13,357	45,676	151	1,204	334	13,537	901
24	三重県	25,504	23,159	6,132	4,621	42	419	106	8,893	962
25	滋賀県	8,793	5,761	19,765	6,586	187	389	687	623	410
26	京都府	6,965	9,944	9,923	10,209	167	507	190	1,630	315
27	大阪府	15,137	35,637	16,199	26,153	69	1,429	13	31,512	1,947
28	兵庫県	39,321	40,808	21,458	22,943	71	415	242	22,429	5,294
29	奈良県	1,301	3,267	53	4,560	78	206	1	55	2,977
30	和歌山県	3,343	8,635	9,296	8,958	13	3,096	13	3,745	354
31	鳥取県	187	48	24	4,627	17	19	7	1,332	3,166
32	島根県	1,413	925	1,005	4,092	18	56	31	1,516	284
33	岡山県	23,763	19,322	17,131	17,150	291	23	18,362	369	3,262
34	広島県	7,400	8,888	6,354	14,971	49	571	77	6,572	481
35	山口県	18,624	47,915	11,498	13,416	210	3,154	12,174	55,771	924
36	德島県	2,242	2,419	2,670	2,675	210	359	5	2,083	2,344
37	香川県	2,389	1,377	660	3,900	17	36	384	1,204	327
38	愛媛県	7,533	1,535	1,477	6,301	28	164	53	773	239
39	高知県	175	172	2,048	10	115	26	313	41	1,612
40	福岡県	4,103	3,660	6,384	9,160	50	744	14	12,717	2,815
41	佐賀県	5,336	1,329	1,137	3,220	8	24	539	98	1,721
42	長崎県	2,292	3,611	5,736	3,388	57	57	330	1,095	1,219
43	熊本県	2,946	4,419	3,931	10,939	13	322	552	381	1,095
44	大分県	25,206	1,731	9,555	17,931	571	201	1,871	581	423
45	宮崎県	1,772	677	1,850	4,976	65	2,492	131	2,222	437
46	鹿児島県	1,200	4,433	1,823	30	357	72	354	323	2,623
47	沖縄県	50	230	9	3,509	2,920	23,224	227,043	112,249	68,881
全国	504,402	513,652	431,649	483,537	30,795	2,708	127,278	1,937	285,055	9,279,695

※四捨五入しており、各項目の合算額と合計値が一致しない場合がある。

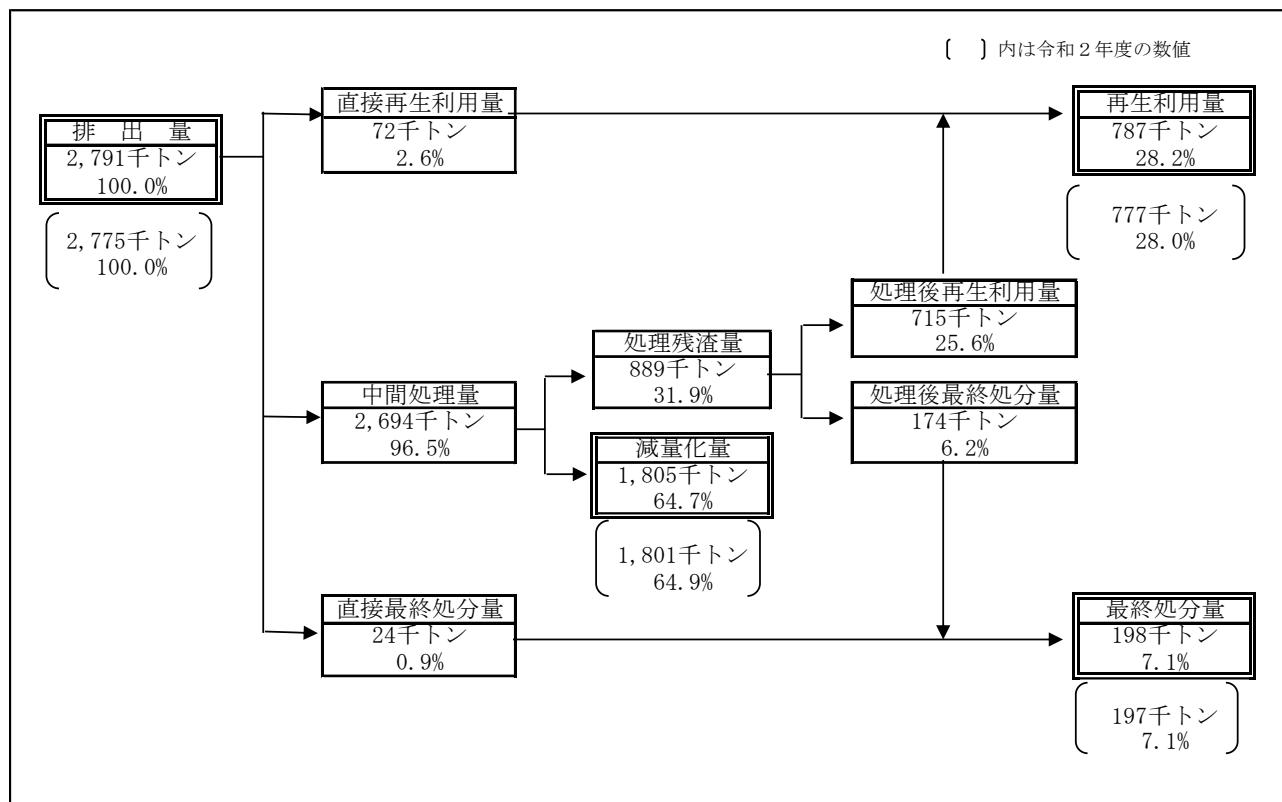




### 3. 特別管理産業廃棄物処理量の推計結果

#### 3-1 特別管理産業廃棄物の処理状況

令和3年度の特別管理産業廃棄物の全体の処理状況を図-III・4に、また特別管理産業廃棄物種類別の処理状況を表-III・9に示す



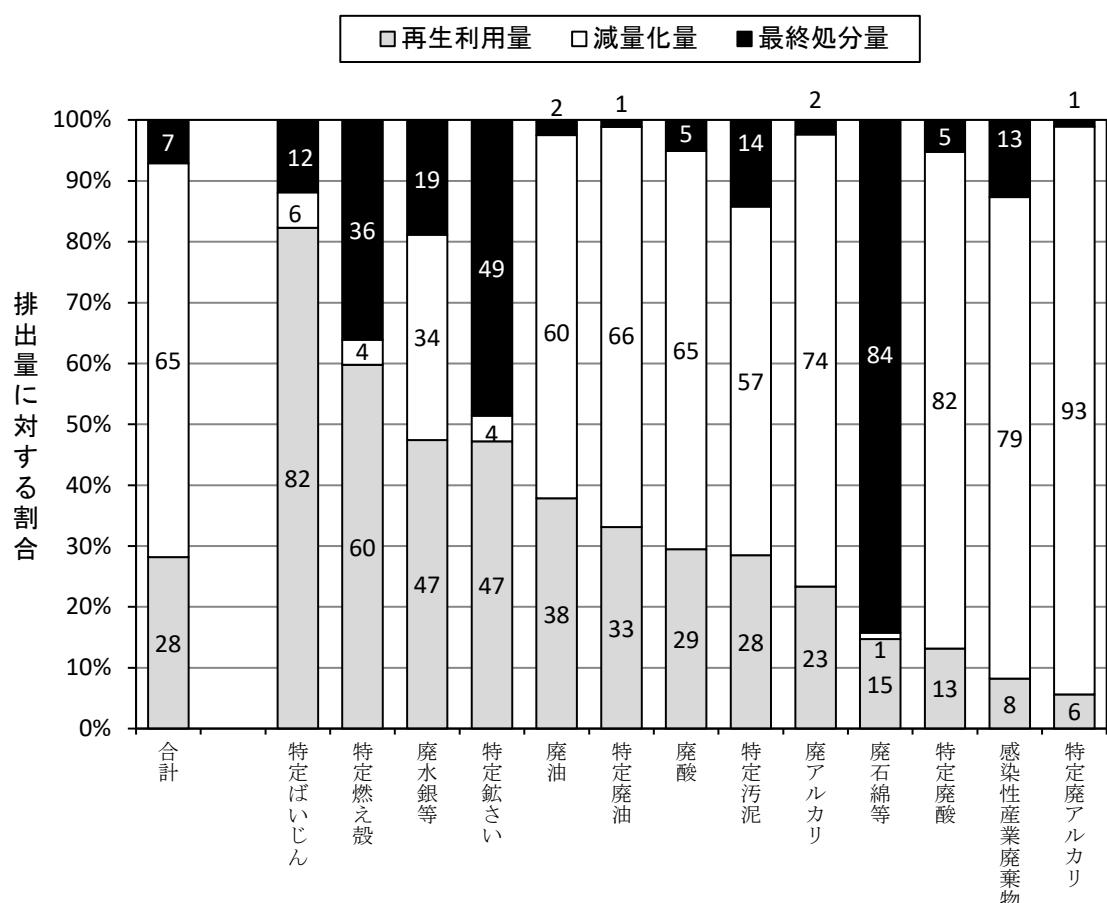
※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

図-III・4 特別管理産業廃棄物の処理状況（令和3年度実績値）

特別管理産業廃棄物の種類別の処理状況を図一III・5に示す。。

再生利用率が高い特別管理産業廃棄物は、特定ばいじんの 82.3%、特定燃え殻の 59.8%、廃水銀等の 47.4%等であり、再生利用率が低い特別管理産業廃棄物は、特定廃アルカリの 5.6%、感染性産業廃棄物の 8.2%、特定廃酸等の 13.2%等であった。

最終処分率が高い特別管理産業廃棄物は、廃石綿等の 84.3%、特定鉱さいの 48.6%等、特定燃え殻の 36.1%であった。



図一III・5 特別管理産業廃棄物の種類別の処理状況（令和3年度実績値）

表-III・9 令和3年度実績値 特別管理産業廃棄物の排出・処理状況一覧表

廃棄物名	排出量 (A)	直接再生利用 (B)	直接最終処分 (C)	中間			処理後		再生利用率 計 (D) + (F)	減量化量 (D) - (E)	最終処分量 (C) + (G)
				中間処理量 (D)	処理残渣量 (E)	中間処理後 再生利用率 (F)	中間処理後 最終処分量 (G)				
産油	504	12	0	492	37.8%	35.4%	178	12	191	301	13
構成比	100.0%	2.4%	0.0%	97.5%	0.0%	2.5%	2.5%	37.8%	59.7%	2.5%	
酸	514	13	0	500	16.4	138	26	151	336	26	
構成比	100.0%	2.6%	0.1%	97.3%	31.9%	26.9%	5.0%	29.5%	65.5%	5.0%	
アール	432	39	0	393	72	62	10	101	321	10	
構成比	100.0%	9.0%	0.0%	90.9%	16.7%	14.3%	2.3%	23.4%	74.3%	2.4%	
染物	484	3	1	479	97	37	60	40	383	61	
構成比	100.0%	0.6%	0.3%	99.3%	20.0%	7.6%	12.4%	8.2%	79.1%	12.7%	
漆	3	0	1	2	2	1	1	1	0	1	
構成比	100.0%	0.0%	18.3%	81.7%	77.4%	47.2%	30.2%	47.2%	4.2%	48.6%	
瓦	31	0	19	12	11	4	7	5	0	26	
構成比	100.0%	0.3%	61.9%	37.7%	36.7%	14.4%	22.4%	14.7%	1.0%	84.3%	
燃え	23	0	0	23	22	14	8	14	1	8	
構成比	100.0%	0.0%	1.5%	98.5%	94.4%	59.8%	34.6%	59.8%	4.1%	36.1%	
ばいじん	227	2	2	223	210	185	25	187	13	27	
構成比	100.0%	0.9%	0.7%	98.3%	92.6%	81.4%	11.2%	82.3%	5.8%	11.9%	
定	112	2	0	110	36	35	1	37	74	1	
構成比	100.0%	1.8%	0.0%	98.2%	32.5%	31.4%	1.1%	33.1%	65.7%	1.1%	
汚泥	127	0	1	126	53	36	17	36	73	18	
構成比	100.0%	0.0%	0.8%	99.2%	41.9%	28.5%	13.4%	28.5%	57.3%	14.2%	
定	69	0	0	69	13	9	4	9	56	4	
構成比	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	18.4%	13.2%	5.2%	13.2%	81.6%	5.2%	
アーリ	265	0	0	265	18	15	3	15	247	3	
構成比	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	6.7%	5.6%	1.1%	5.6%	93.3%	1.1%	
水銀	0.01	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
構成比	100.0%	1.2%	1.4%	97.4%	63.6%	46.2%	17.4%	47.4%	33.7%	18.9%	
計	2,791	72	24	2,694	889	715	174	787	1,805	198	
構成比	100.0%	2.6%	0.9%	96.5%	31.9%	25.6%	6.2%	28.2%	64.7%	7.1%	

※各産業廃棄物の量は、四捨五入しているため合算した値は合計値と異なる場合がある。

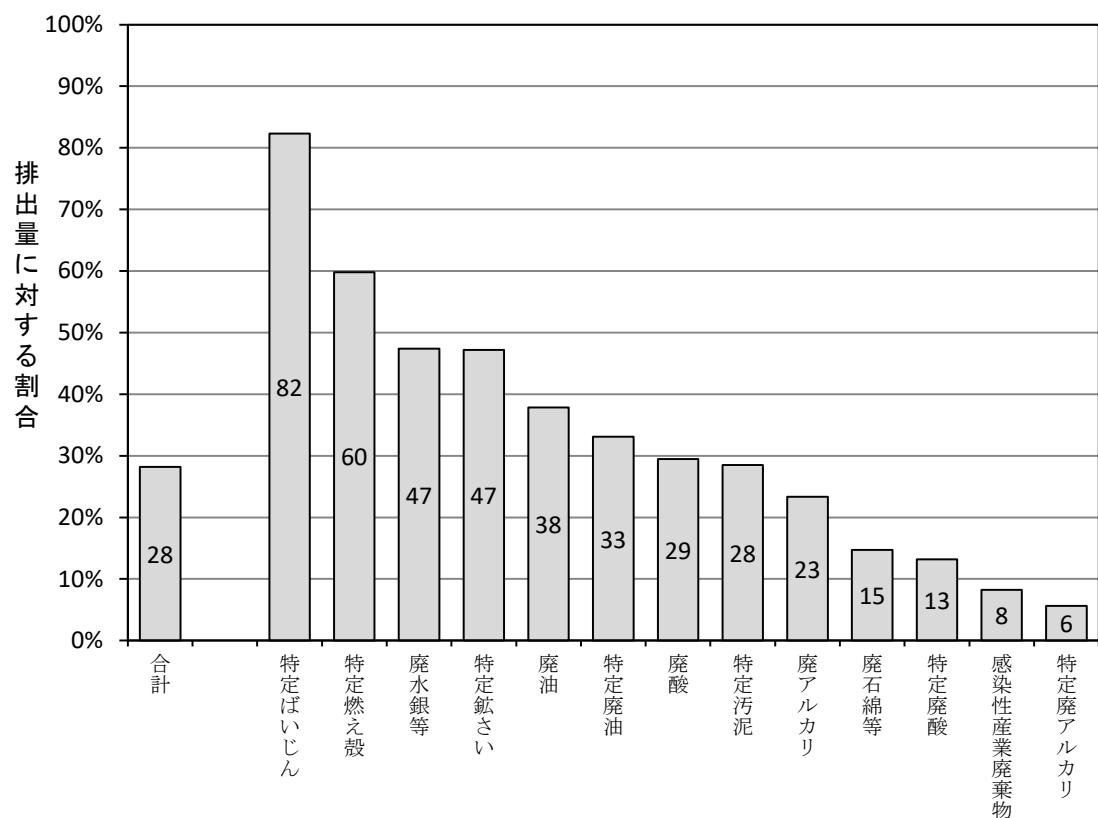
### 3－2 特別管理産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

#### (1) 特別管理産業廃棄物の再生利用量

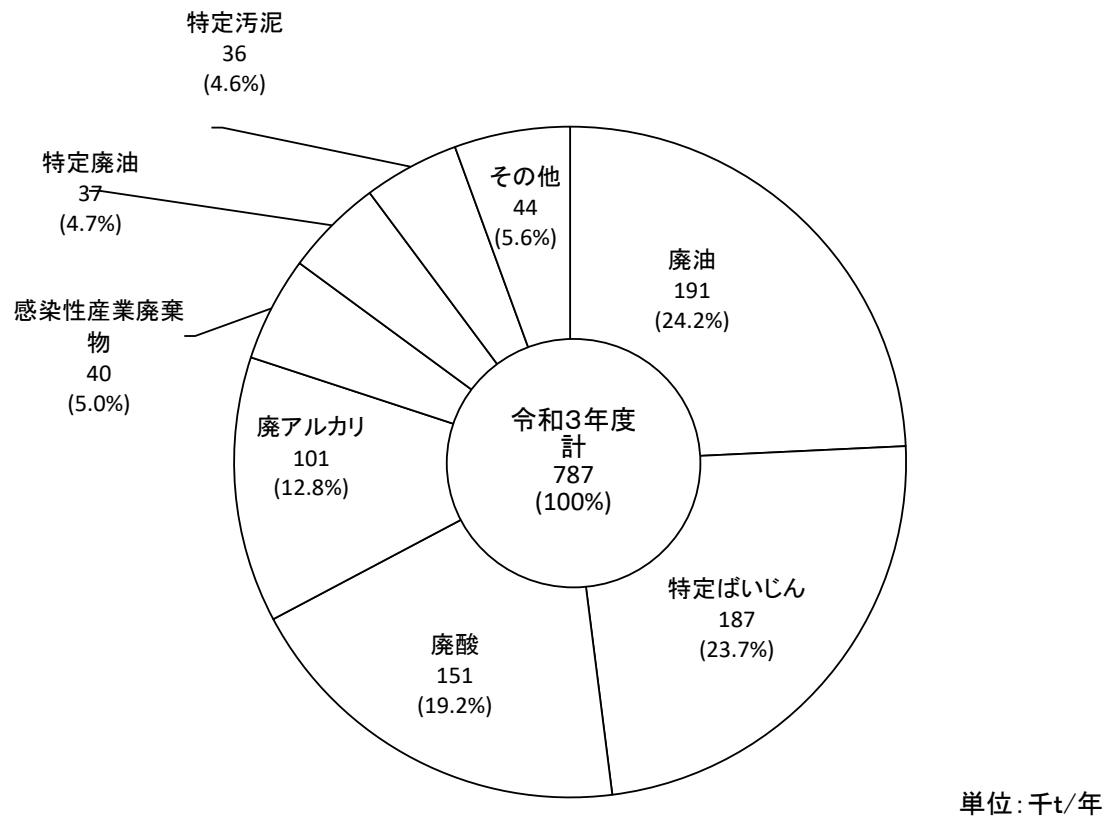
特別管理産業廃棄物の再生利用量は図一III・4に示したように、総排出量約2,791千トンのうち約787千トン（全体の28.2%）であった。

種類別にみると図一III・6に示すように、再生利用率の高い廃棄物は、特定ばいじんの82.3%、特定燃え殻の59.8%、廃水銀等の47.4%等であった。一方、再生利用率の低い廃棄物は、特定廃アルカリの5.6%、感染性産業廃棄物の8.2%、特定廃酸の13.2%等であった。

また、量的にみると、図一III・7に示すように廃油、特定ばいじん、廃酸、廃アルカリが多く、これら4種で全体の約8割を占めている。



図一III・6 特別管理産業廃棄物の種類別再生利用率（令和3年度実績値）



※ 各産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

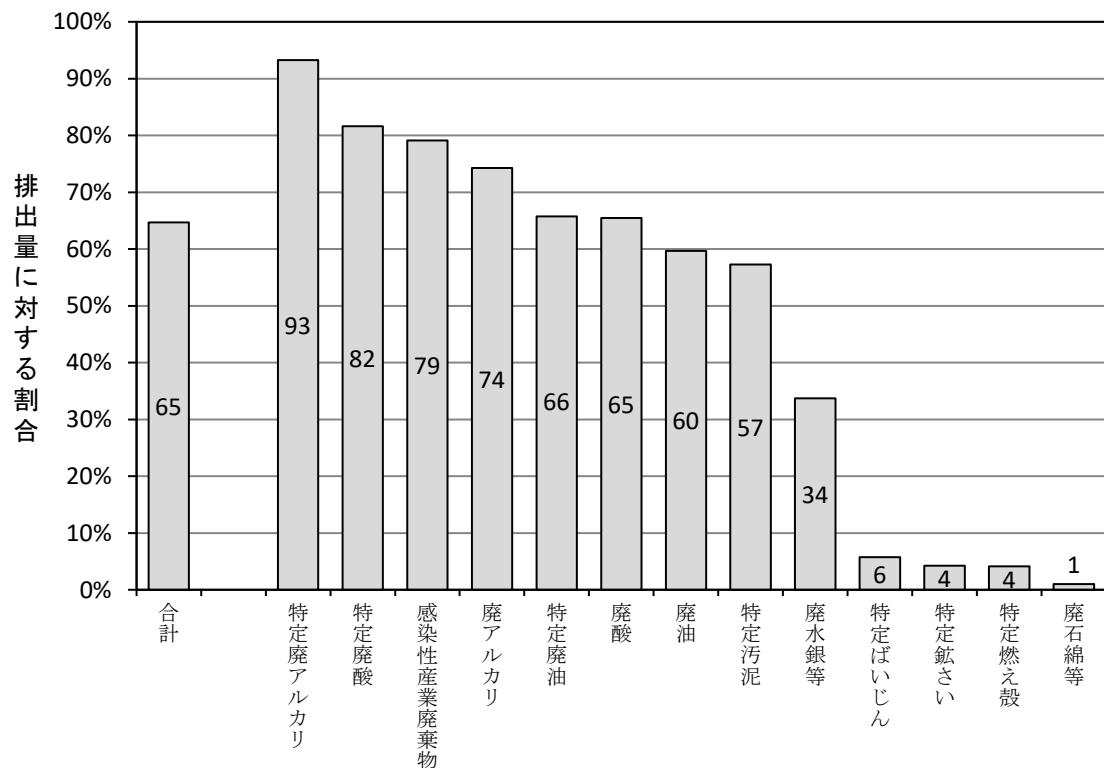
図－III・7 特別管理産業廃棄物の再生利用量の種類別内訳（令和3年度実績値）

## (2) 特別管理産業廃棄物の減量化量

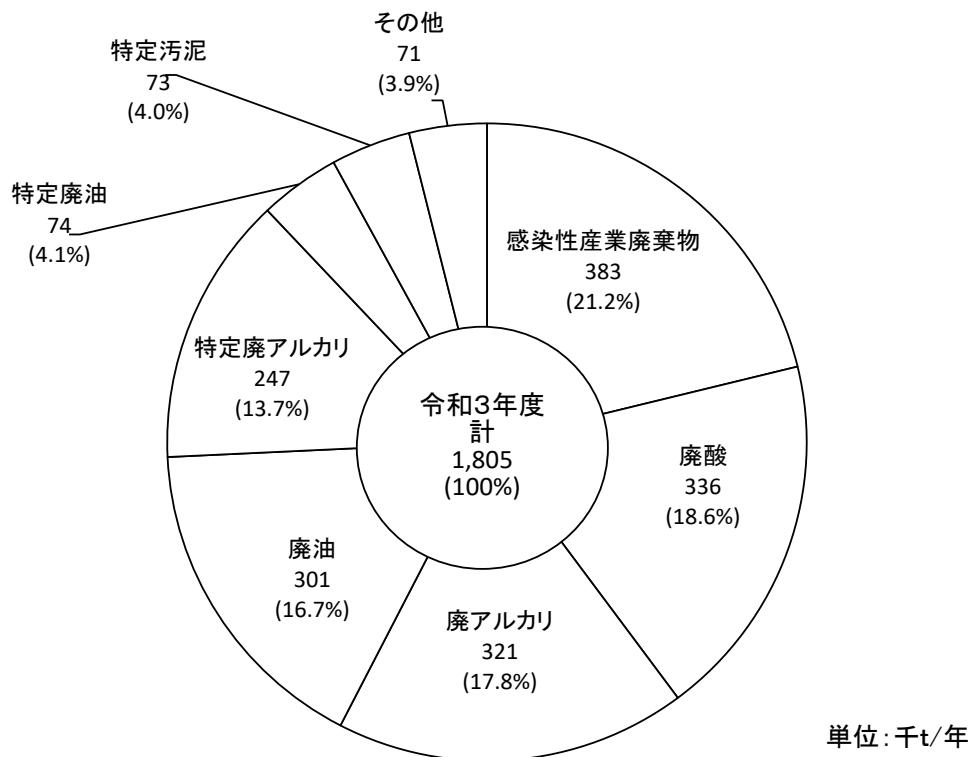
特別管理産業廃棄物の減量化量は図一III・4に示したように、排出量約2,791千トンのうち約1,805千トン（全体の64.7%）であった。

種類別にみると図一III・8に示すように、減量化率の最も高い廃棄物は、特定廃アルカリの93.3%、特定廃酸の81.6%、感染性産業廃棄物の79.1%等であった。一方、減量化率の低い廃棄物は、廃石綿等の1.0%、特定燃え殻の4.1%、特定鉱さいの4.2%等であった。

また、量的にみると、図一III・9に示すように感染性産業廃棄物、廃酸、廃アルカリ、廃油が多く、これら4種で全体の7割以上を占めている。



図一III・8 特別管理産業廃棄物の種類別減量化率（令和3年度実績値）



※ 各産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

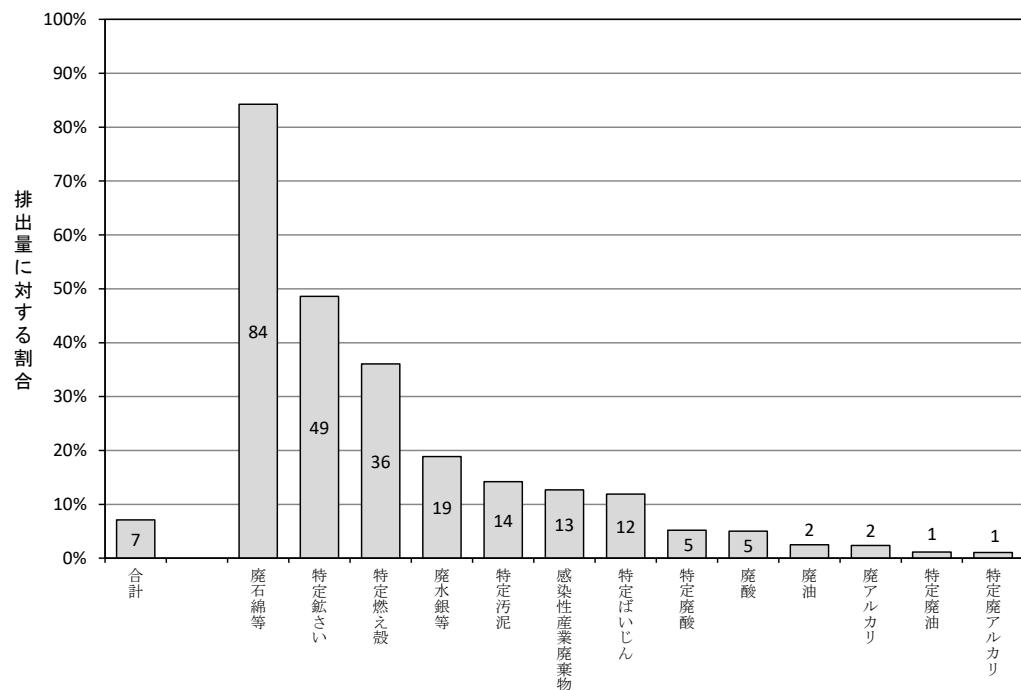
図-III・9 特別管理産業廃棄物の減量化量の種類別内訳（令和3年度実績値）

### (3) 特別管理産業廃棄物の最終処分量

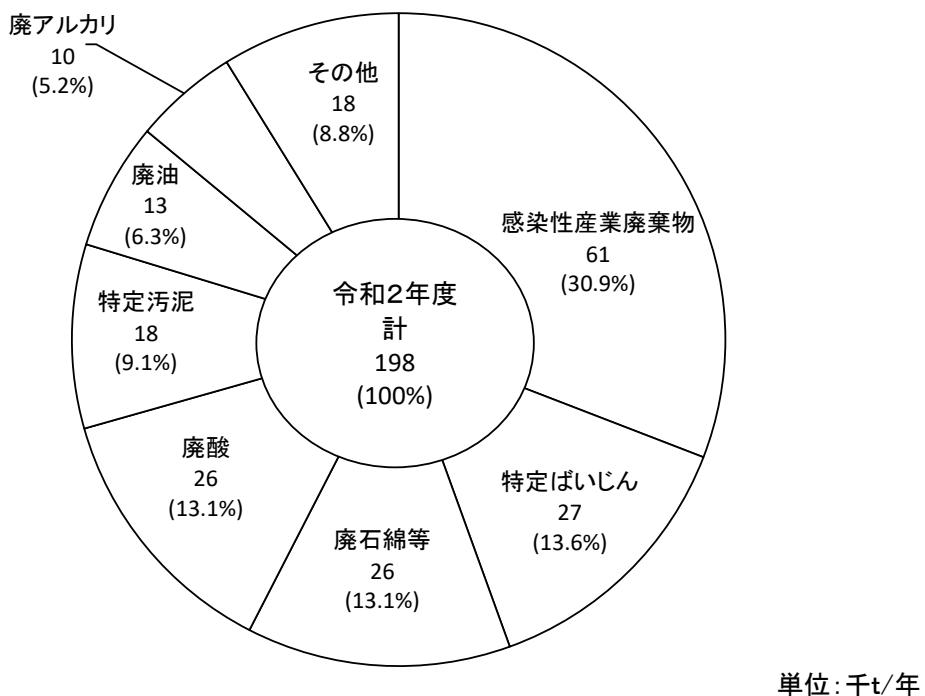
特別管理産業廃棄物の最終処分量は図一III・4に示したように、総排出量約2,791千トンのうち約198千トン（全体の7.1%）であった。

種類別にみると図一III・10に示すように、最終処分率の高い廃棄物は、廃石綿等の84.3%、特定鉱さいの48.6%、特定燃え殻の36.1%等であった。一方、最終処分率の低い廃棄物は、特定廃アルカリの1.1%、特定廃油の1.1%、廃アルカリの2.4%等であった。

また、量的にみると図一III・11に示すように感染性産業廃棄物、特定ばいじん、廃石綿等、廃酸、特定汚泥が多く、これら5種で全体の約8割を占めている。



図一III・10 特別管理産業廃棄物の種類別最終処分率（令和3年度実績値）



※ 各産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

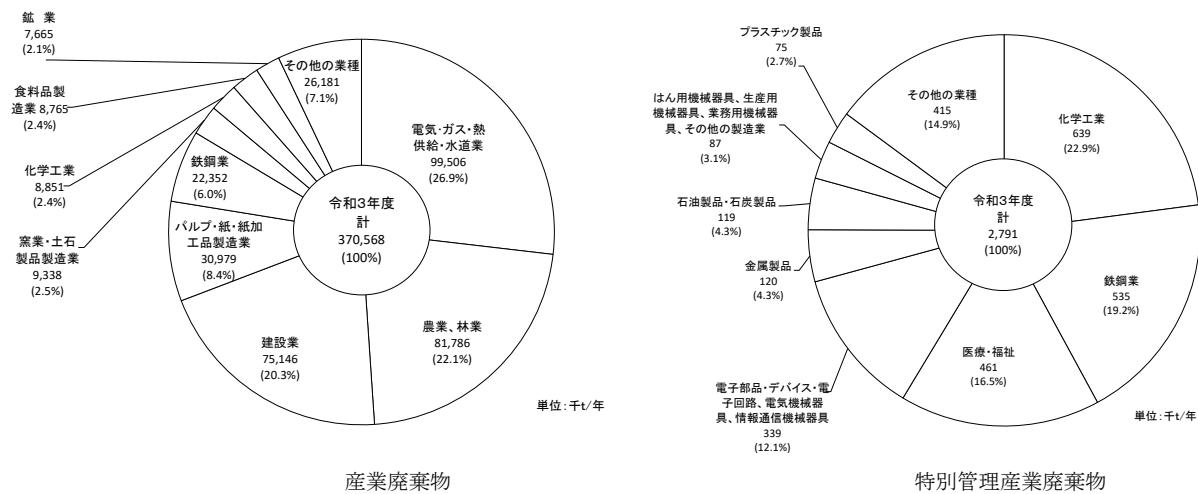
図-III・11 特別管理産業廃棄物の最終処分量の種類別内訳（令和3年度実績値）

## 4. 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との比較

### 4-1 業種別排出量

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出業種を比較した結果を図-III・12に示す。

産業廃棄物全体では、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、建設業等からの排出量が多く、これらで全体の約7割を占めているが、一方、特別管理産業廃棄物ではこれらの業種からの排出量が全体に占める割合は低く、代わりに化学工業、鉄鋼業、医療・福祉、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、金属製品の比率が全体の7割以上を占めている。



※ 各業種の産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図-III・12 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出業種の比較（令和3年度実績値）

## 4-2 種類別排出量

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出量を種類別に比較した結果を表-III・10 及び図-III・13 に示す。産業廃棄物に占める特別管理産業廃棄物の割合は、1%以下である。しかし、廃油及び廃酸、廃アルカリに限った場合、特別管理産業廃棄物の占める割合は2～3割程度と高くなる。

表-III・10 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の種類別排出量の比較（令和3年度実績値）

(単位：千t/年)

廃棄物種類	産業廃棄物 (特管含む)	特別管理産業廃棄物		特別管理 産業廃棄物の 占める割合
			うち特定有害 廃棄物	
燃え殻	2,084	23	23	1.1%
汚泥	162,676	127	127	0.1%
廃油	2,939	617	112	21.0%
廃酸	2,898	583	69	20.1%
廃アルカリ	2,433	697	265	28.6%
廃プラスチック類	6,876			
紙くず	844			
木くず	7,491			
繊維くず	84			
動植物性残渣	2,317			
動物系固形不要物	101			
ゴムくず	19			
金属くず	6,246			
ガラスくず、コンクリート 及び陶磁器くず	7,562			
鉱さい	11,295	3	3	0.0%
がれき類	57,340			
動物のふん尿	81,271			
動物の死体	168			
ぱいじん	15,925	227	227	1.4%
感染性産業廃棄物		484		
廃石綿等		31	31	
廃水銀等		0	0	
合計	370,568	2,791	857	0.8%

※網掛け部分は該当する種類の産業廃棄物、特管物なし

※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない場合がある。

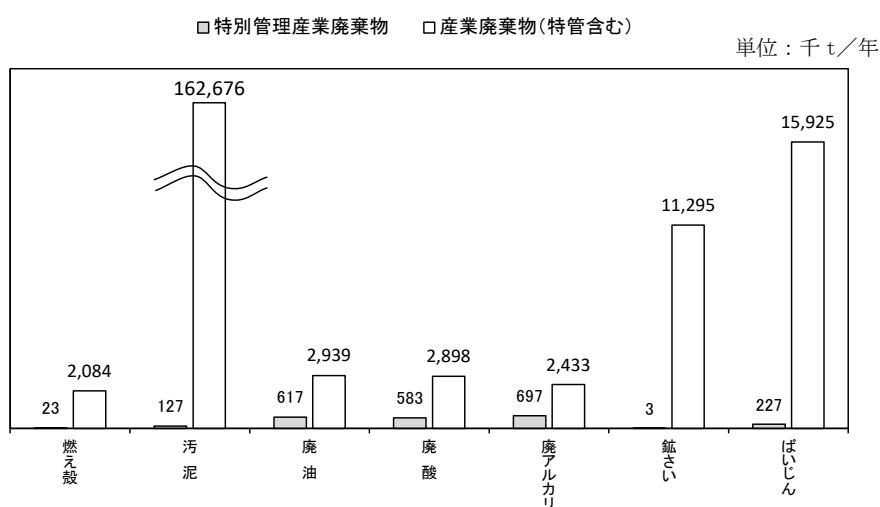
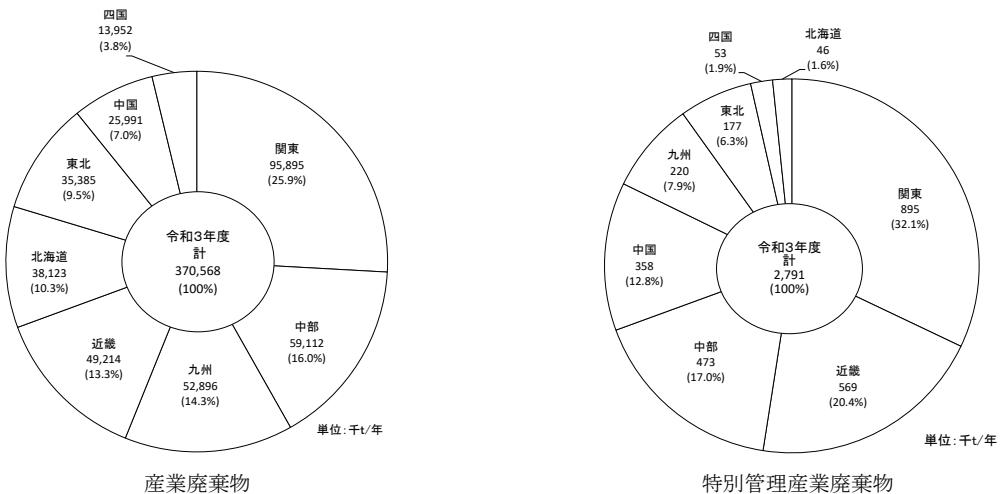


図-III・13 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の種類別排出量の比較（令和3年度実績値）

#### 4-3 地域別排出量

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出量を地域別に比較した結果を図-III・14に示す。

産業廃棄物では、関東、中部、九州、近畿で約7割を占めているが、特別管理産業廃棄物では、関東、近畿、中部、中国の4地域が約8割を占めている。



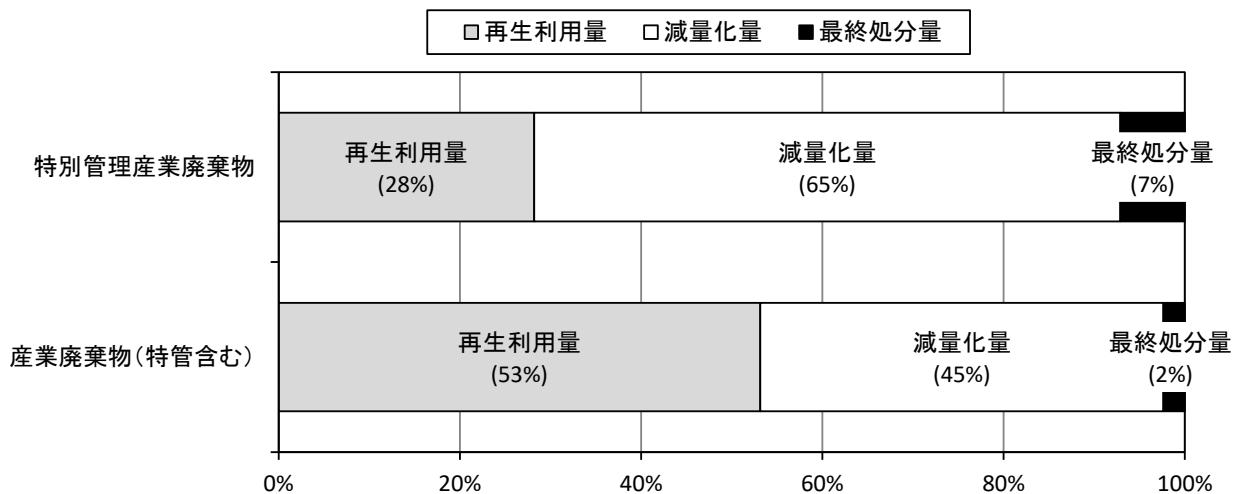
※ 各地域の産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図-III・14 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の排出地域の比較（令和3年度実績値）

#### 4-4 処理処分状況

特別管理産業廃棄物と産業廃棄物の処理処分比率を比較した結果を図-III・15に示す。

特別管理産業廃棄物では、産業廃棄物に比べて、減量化量及び最終処分量の比率が高くなっている。



※ 各項目の割合は四捨五入しているため、合算した値は100にならない場合がある。

図-III・15 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との処理処分の比較（令和3年度実績値）

## IV. 特別管理産業廃棄物排出量の変化

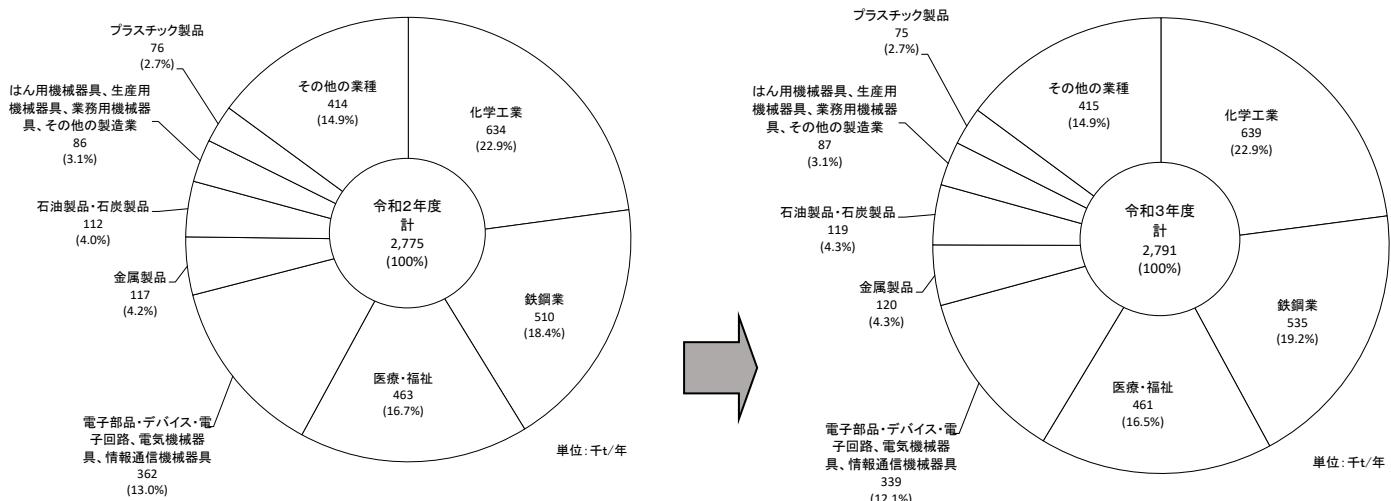
推計された特別管理産業廃棄物排出量及び処理・処分状況について、令和2年度実績との比較を行った。

### 1. 特別管理産業廃棄物の業種別排出量の変化

業種別排出量の比較を図-IV・1に示す。令和3年度の排出量の多い業種としては令和2年度実績と比べて同様の傾向を示している。

令和3年度の個別の業種別排出量について主な増減量をみると、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具は約23千トン(6.4%)減少、医療・福祉は約2千トン(0.4%)減少した。

一方、石油製品・石炭製品は約7千トン(6.1%)増加、鉄鋼業は約25千トン(4.9%)増加した。



※ 各業種の産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

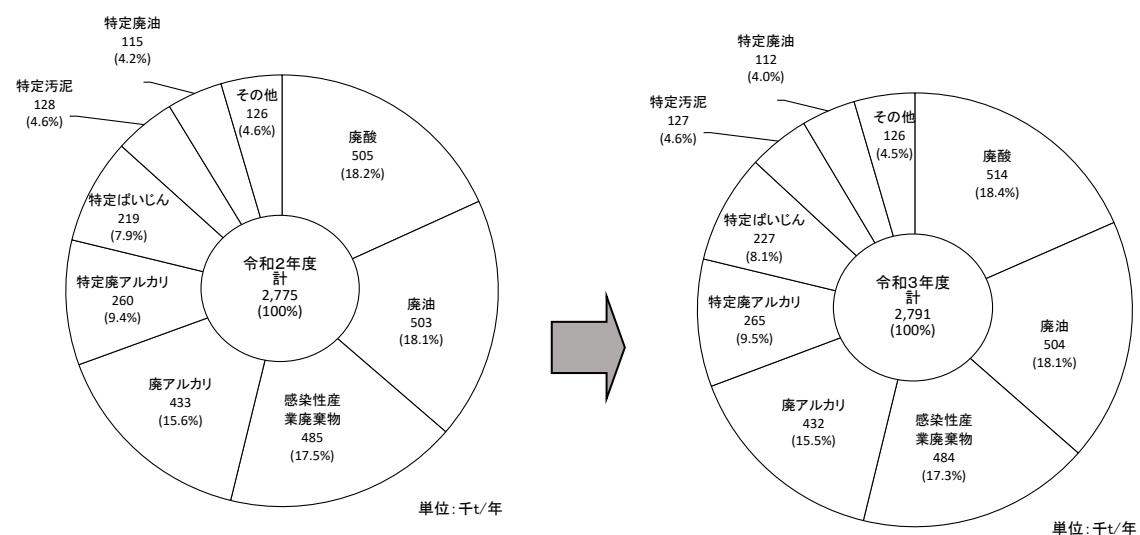
図-IV・1 特別管理産業廃棄物の業種別排出量の変化（令和3年度実績値）

## 2. 特別管理産業廃棄物の種類別排出量の変化

種類別排出量の比較を図－IV・2に示す。令和3年度の排出量の多い種類としては、令和2年度実績と同様の傾向を示している。

令和3年度の種類別排出量について主な増減量をみると、特定廃油は約3千トン(2.7%)減少、廃アルカリは約2千トン(0.4%)減少した。

一方、特定ばいじんは約8千トン(3.6%)増加、特定廃アルカリは約5千トン(2.1%)増加した。



※ 各産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図－IV・2 特別管理産業廃棄物の種類別排出量の変化（令和3年度実績値）

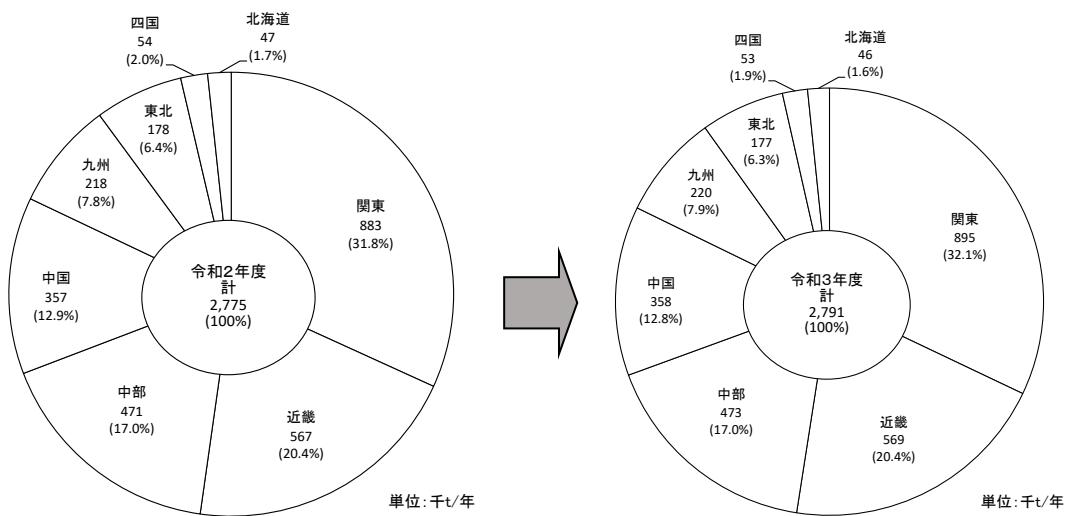
### 3. 特別管理産業廃棄物の地域別排出量の変化

地域別排出量の比較を図-IV・3に示す。

令和3年度の特別管理産業廃棄物の地域別排出量は、令和2年度実績と同様の傾向を示している。

令和3年度の地域別排出量について主な増減量をみると、北海道は約1千トン（2.8%）減少、四国は約1千トン（2.6%）減少した。

一方、関東は約12千トン（1.4%）増加、九州は約2千トン（1.1%）増加した。



※ 各地域の産業廃棄物の量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

図-IV・3 特別管理産業廃棄物の地域別排出量の変化（令和3年度実績値）



資 料 編



## I . 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領



# 令和4年度 産業廃棄物排出・処理状況調査 調査票記入要領 (令和2年度実績(確定値)・令和3年度実績(速報値))

## 1. 調査の概要

本調査は、**令和2年度実績(確定値)** 及び**令和3年度実績(速報値)** の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況を、都道府県別・業種別・廃棄物種類別に調査するものである。なお、調査結果は、環境省及び都道府県・政令市が産業廃棄物処理行政を推進するための基礎資料として活用するものとする。

## 2. 調査対象

調査は域内の産業廃棄物の排出・処理状況について、令和2年度実績調査及び令和3年度実績調査を実施した都道府県を対象とする。

## 3. 回答方法

貴都道府県の産業廃棄物排出・処理状況について、令和2年度実績及び令和3年度実績別に、ダウンロードしていただいた EXCEL ファイルに入力して提出していただく。なお、これらのファイル名において“○○県”を該当する都道府県名に修正すると、ファイル内の都道府県名が自動的に反映される。

また、パスワードを I - 1 シートの所定箇所に入力すると、II - 1 シート及び II - 2 シートに記入した数値が、前年回答実績もしくは推計値と 15%以上の乖離となった場合に、赤く表示されるようになっている。

さらに、チェック結果(赤)のシートには、I - 3 の回答漏れの有無が確認できるようになっているので無回答になっていないことを確認していただきたい。さらにチェック結果シートには、III - 1、III - 2 の回答において、排出量が発生量を超えていないか確認できるようになっているので、こちらの確認もあわせて実施していただきたい。

### ○令和2年度実績調査(確定値)

「調査票(R2)」フォルダ内にある EXCEL ファイル(産廃調査票 R2\_○○県.xls)を使用する。

### ○令和3年度実績調査(速報値)

「調査票(R3)」フォルダ内にある EXCEL ファイル(産廃調査票 R3\_○○県.xls)を使用する。

## 4. 調査票(EXCEL ファイル)の構成

令和2年度実績調査、令和3年度実績調査とともに、調査票は I から III の 3 種(合計 10 シート)で構成され、各項目の内容は次の通りである。

### (1) 調査状況票(4シート: I - 1 ~ I - 4)

各都道府県で実施した既往の産業廃棄物調査の内容を調査するものである。調査項目は、調査時期、調査方法、対象事業所数などである。

### (2) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票(産業廃棄物)(2シート: II - 1、II - 2)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別の排出量を調査するものであり、中分類(一部小分類)以上を対象とする。

(別表-1 参照) 前年回答実績もしくは推計値と 15%以上の乖離があった場合は、セルが赤く表示される。

### (3) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票(水銀廃棄物)(1シート: II - 1(水銀廃棄物))

水銀廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）及び特別管理産業廃棄物（水銀廃棄物全体の内数）の業種別・種類別の排出量を調査するものであり、中分類（一部小分類）以上を対象とする。  
(別表－1 参照)

#### (4) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（産業廃棄物）(2シート：Ⅲ-1、Ⅲ-2)

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の種類別の排出処理状況を調査するものである。排出処理状況は産業廃棄物排出・処理フローに基づくものである。(フロー図(別図-1) 参照)

#### (5) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（水銀廃棄物）(1シート：Ⅲ-1(水銀廃棄物))

水銀廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）及び特別管理産業廃棄物（水銀廃棄物全体の内数）の種類別の排出処理状況を調査するものである。排出処理状況は産業廃棄物排出・処理フローに基づくものである。(フロー図(別図-1) 参照)

#### (6) 確認用シート(1シート：チェック結果)

I-3の記入漏れとⅢ-1、Ⅲ-2の発生量と排出量のエラーの有無を確認するためのシートである。

### 5. 記入要領

#### (1) 調査状況(調査票I-1)

連絡先や調査時期などを「①調査状況」に記入する。

また、可能であれば貴都道府県で実施された「調査報告書」を別途送付いただく。

##### 1) 連絡先及び担当者

調査結果等の問い合わせ先について、担当部課、電話番号・FAX、担当者、メールアドレスを記入する。

##### 2) 調査実施概況

調査時期及び調査機関名を記入する。また、各都道府県で自ら行った場合は担当部課名を記入する。

#### (2) 調査方法(調査票I-2、3)

- 「②産業廃棄物排出状況の調査方法（業種毎）」及び「④産業廃棄物処理状況の調査方法（処理区分毎）」について、排出状況及び処理状況の調査方法を、別表-3の調査方法コードの中から該当する調査方法を選びコード番号で記入する。未調査の場合は「-」を記入する。また、複数回答の場合は、半角カンマで区切って記入する(例：3,4)。

「その他」の場合は、コード番号「15」を記入し、備考欄に具体的な方法または名称を記入する。調査方法にコメントが必要な場合も、備考欄に記入する。

- 「③業種別排出量の算出方法」及び「⑤処理項目毎の推計量の算出方法」について、排出量及び処理量の算出方法を記入する。記入スペースが足りない場合は、シートを追加し記入する。なお、算出方法が記載されている資料を添付することも可とする。その場合は、当該算出方法をどの産業分類またはフロー図(別図-1)の項目について用いたかを明記する。

### (3) 調査実施状況一覧 ( 調査票 I - 4 )

「⑥調査実施状況一覧」に、下記の項目について可能な範囲で業種毎に該当欄に記入する。

●(a)～(d)には、該当する事業者数を記入する。

- |             |  |
|-------------|--|
| (a)調査対象事業所数 | : 都道府県における調査対象業種の総事業所数                     |
| (b)抽出事業所数   | : 調査対象事業所のうち、実際の調査対象（調査票の送付対象者）として抽出した事業所数 |
| (c)回収事業所数   | : 調査回答を回収した事業所数                            |
| (d)有効回答数    | : 調査回答のうち集計に有効であった事業所数                     |

●(e)～(j)には、事業者調査データ等から都道府県全体への排出推計にあたって用いた活動量に関する事項を記入する。ここで、活動量とは、年間製造品出荷額（製造業）、年間元請完成工事高（建設業）、従業員数（サービス業等）のような、各業種における事業活動の度合いの指標となる数字の中から、統計情報が整備されていて利用しやすいものを使用する。

- |                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| (e)集計活動量指標      | : 有効回答である事業所の活動量の合計値              |
| (f)母集団活動量指標     | : 都道府県全体の調査対象業種の活動量の合計値           |
| (g)集計廃棄物量       | : 有効回答数に含まれる事業所の産業廃棄物量の合計値        |
| (h)推計廃棄物量       | : 推計によって算出した産業廃棄物量の合計値            |
| (i)使用した活動量指標の名称 | : (e)～(h)で使用した活動量の名称（資料調査の場合は資料名） |
| (j)活動量指標の単位     | : 活動量の単位                          |

※(g)、(h)の廃棄物量の単位は、「トン/年」とする

### (4) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票（産業廃棄物）( 調査票 II - 1、2 )

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の業種別・種類別の排出量（単位はトン／年）を、該当欄に記入する。**回答欄のうち、網掛け個所は記入しない。**

**排出量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「-」を記入する。**

特別管理産業廃棄物については、貴都道府県で実施された調査において調査対象とされた種類のみで可とする。

調査対象業種が中小分類の項目はできるだけ中小分類（薄オレンジ色のセル）で回答していたが、取りまとめ上、大分類のみまでしか集計できていない場合は、大分類の欄（水色のセル）に記入する。

※「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」については「調査票 II - 1」には含めず、「調査票 II - 1（水銀廃棄物）」に記入する。

### (5) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票（水銀廃棄物）( 調査票 II - 1（水銀廃棄物）)

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」（いずれも特別管理産業廃棄物を含む）の業種別・種類別の排出量（単位はトン／年）を、該当欄に記入する。

**排出量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「-」を記入する。**

「水銀使用製品産業廃棄物」については、個別製品の種類別（電池・照明等）毎に集計を行っている場合は、その製品の主要な品目（汚泥・廃プラスチック類等）に該当する欄に記入（⇒「①水銀使用製品廃棄物（個別製品の種類別）」欄に記入）

もしくは、水銀使用製品廃棄物として一括で記入（⇒「②水銀使用製品廃棄物（一括）」欄に記入）することとし、その両方のケースがある場合は、両欄に記入するが、どちらの場合にも二重計上がないよう留意する。

「水銀含有ばいじん等」については「③水銀含有ばいじん等」欄の「うち水銀含有」欄に記入する。

調査対象業種が中小分類の項目はできるだけ中小分類（薄オレンジ色のセル）で回答していたが、取りまとめ上、大分類のみまでしか集計できていない場合は、大分類の欄（水色のセル）に記入する。

#### (6) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（調査票III-1、2）

産業廃棄物実態調査等の集計による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の種類別処理処分量（単位はトン／年）を該当欄に記入する。

排出量及び処理量のフロー図（別図-1）を参照して（4）と同要領で記入する。

産業廃棄物は発生から最終処分まで種類が変わらないものとして記入する。

処理処分量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「-」を記入する。

処理区分はフロー図（別図-1）のとおりで回答していただくが、取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計量を計上している場合は、調査票右端にある所定の欄に記入する。

フロー図（別図-1）の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県における独自の処理状況を示す資料を添付していただく。

※「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」については、「調査票III-1（水銀廃棄物）」に記入する。

#### (7) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（水銀廃棄物）（調査票III-1（水銀廃棄物））

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」（いずれも特別管理産業廃棄物を含む）の種類別処理処分量（単位はトン／年）を該当欄に記入する。

産業廃棄物は発生から最終処分まで種類が変わらないものとして記入する。

処理処分量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「-」を記入する。

「水銀使用製品産業廃棄物」については、個別製品の種類別（電池・照明等）毎に集計を行っている場合は、その製品の主要な品目（汚泥・廃プラスチック類等）に該当する欄に記入（⇒「①水銀使用製品廃棄物（個別製品の種類別）」欄に記入）

もししくは、水銀使用製品廃棄物として一括で記入（⇒「②水銀使用製品廃棄物（一括）」欄に記入）することとし、その両方のケースがある場合は、両欄に記入するが、いずれの場合にも二重計上がないよう留意する。

「水銀含有ばいじん等」については「③水銀含有ばいじん等」欄の「うち水銀含有」欄に記入する。

処理区分はフロー図（別図-1）のとおりで回答していただくが、取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計量を計上している場合は、調査票右端にある所定の欄に記入する。

フロー図（別図-1）の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県における独自の処理状況を示す資料を添付していただく。

別表－1 調査対象業種の区分（平成19年、平成25年改訂の日本標準産業分類による）

大分類	中分類	小分類	細分類
(A)農業、林業	(A01)農業	(A011)耕種農業 (A012)畜産農業	
	(A02)林業		
(B)漁業	(B03)漁業		
	(B04)水産養殖業		
(C)鉱業、採石業、砂利採取業【鉱業】	(C)鉱業、採石業、砂利採取業		
(D)建設業	(D)建設業		
(E)製造業	(E09)食料品製造業 (E10)飲料・たばこ・飼料製造業 (E11)繊維工業 (E12)木材・木製品製造業 (E13)家具・設備品製造業 (E14)パルプ・紙・紙加工品製造業 (E15)印刷・同関連業 (E16)化学工業 (E17)石油製品・石炭製品製造業 (E18)プラスチック製品製造業 (E19)ゴム製品製造業 (E20)なめし革・同製品・毛皮製造業 (E21)窯業・土石製品製造業 (E22)鉄鋼業 (E23)非鉄金属製造業 (E24)金属製品製造業 (E25)はん用機械器具製造業 (E26)生産用機械器具製造業 (E27)業務用機械器具製造業 (E28)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E29)電気機械器具製造業 (E30)情報通信機械器具製造業 (E31)輸送用機械器具製造業 (E32)その他の製造業		
(F)電気・ガス・熱供給・水道業 【電気・水道業】	(F33)電気業 (F34)ガス業 (F35)熱供給業 (F36)水道業	(F361)上水道業 (F363)下水道業	
(G)情報通信業	(G37)通信業 (G38)放送業 (G39)情報サービス業 (G40)インターネット付随サービス業 (G41)映像・音声・文字情報制作業		
(H)運輸業、郵便業【運輸業】	(H42)鉄道業 (H43)道路旅客運送業 (H44)道路貨物運送業		
(I)卸売業、小売業 【卸・小売業】	(I50)各種商品卸売業 (I53)建築材料、飼料・金属材料等卸売業 (I531)建築材料卸売業 (I5311)木材・竹材卸売業 (I56)各種商品小売業 (I59)機械器具小売業 (I60)その他の小売業	(I531)建築材料卸売業 (I5311)木材・竹材卸売業 (I591)自動車小売業 (I593)機械器具小売業 (I601)家具・建具・置小売業 (I602)じゅう器小売業 (I605)燃料小売業	
(K)不動産業、物品賃貸業【不動産業】	(K70)物品賃貸業		
(L)学術研究、専門・技術サービス業 【学術研究】	(L71)学術・開発研究機関 (L74)技術サービス業	(L746)写真業	
(M)宿泊業、飲食サービス業【宿泊・飲食】	(M76)飲食店		
(N)生活関連サービス業、娯楽業【生活関連】	(N78)洗濯・理容・美容・浴場業	(N781)洗濯業	
(O)教育、学習支援業	(O)教育、学習支援業		
(P)医療、福祉【医療・福祉】	(P83)医療業		
(Q)複合サービス事業	(Q)複合サービス事業		
(R)サービス業（他に分類されないもの） 【サービス業】	(R89)自動車整備業 (R95)その他のサービス業	(R891)自動車整備業 (R952)と畜業	
(S)公務（他に分類されるものを除く）【公務】	(S)公務		

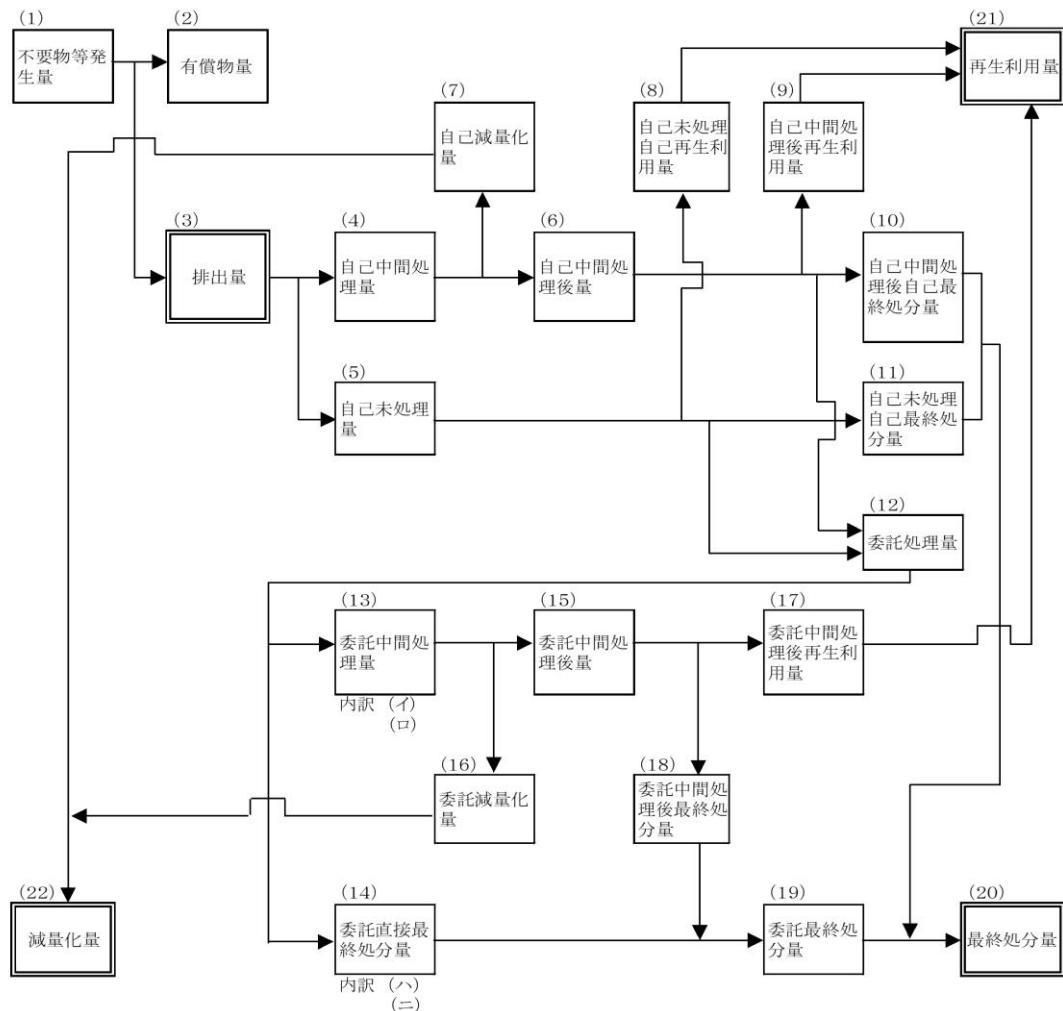
注)表中の（ ）は、日本標準産業分類の分類番号を、【 】は、略称を示す。

別表－2 用語の定義

項目	フロー図 No	定義
不要物等発生量	(1)	事業場内等で生じた産業廃棄物量 <sup>(*1)</sup> 及び有償物量
有償物量	(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
排出量	(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量
自己処理	自己中間処理量	(4) (3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己未処理量	(5) (3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己中間処理後量	(6) (4)で中間処理された後の廃棄物量
	自己減量化量	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己未処理自己再生利用量	(5)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないもののを自ら利用 <sup>(*2)</sup> した量
	自己中間処理後再生利用量	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理自己最終処分量	(5)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委託処理	委託処理量	(12) (6)の自己中間処理後量及び(5)の自己未処理量のうち中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13) (12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託直接最終処分量	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
	委託中間処理後量	(13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(13)の委託中間処理量から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
最終処分量	(20)	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
再生利用量	(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量
減量化量	(22)	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量

(\* 1)建設業以外からのがれき類の排出は事業者が自ら解体した場合に限られ、建設工事等における排出事業者には、原則として元請け業者が該当する。

(\* 2)「自ら利用」：排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合は「自ら利用」に該当する。なお、抜根の森林への自然還元についても「自ら利用」に該当する。



注) (イ);(5)のうち委託中間処理された量  
 (ロ);(6)のうち " "  
 (ハ);(5)のうち委託最終処分された量  
 (ニ);(6)のうち "

別図 - 1 排出量及び処理状況のフロー図  
 (都道府県内で排出され、都道府県内及び都道府県外で処理処分した合計量)

別表－3 調査方法コード

調査方法				コード番号	
排出事業者に対する調査	全数調査			1	
	標本調査	全県一律	単純無作為抽出	2	
			層別無作為抽出	3	
	地域分割		単純無作為抽出	4	
			層別無作為抽出	5	
	資料調査			6	
処理業者に対する調査	全数調査			7	
	標本調査			8	
	資料調査			9	
行政報告利用法		多量排出事業者に関する報告		10	
		処理業者の実績に関する報告		11	
		その他法的な報告		12	
過去調査結果利用法		過去調査時の原単位を使用する方法		13	
		原単位以外で前回結果を使用する方法		14	
その他				15	

「全数調査」：統計で、対象となる集団全部をもれなく調査すること。

「標本調査」：母集団から標本を抜き出して、それについて調査し、数学的（確率論的）に母集団の性質を推測すること。

「資料調査」：既に公表されている統計資料等にもとづいて調査すること。

## 調査票 I - 1

都道府県名	○○県
パスワード	

### 令和3年度実績産業廃棄物排出・処理状況調査票(実績値)

#### ①調査状況

(H19.25改訂産業分類対応版)

#### 1)連絡先及び担当者

担当部課名	部(局)	課(室)	係
電話番号(代表／直通)	内 線	FAX	
担当者名	メールアドレス		

#### 2)調査実施概況

調査時期	調査機関名
令和 年 月 ~ 令和 年 月	

## 調査票 I - 2

### 調査票 I-2

(H19.25改訂産業分類対応版)

#### ②産業廃棄物排出状況の調査方法(業種毎)

- 産業廃棄物の排出状況の調査方法を、「調査票記入要領」の「別表一-3」から選び、コード番号を記入してください。
- 未調査の場合は「一」を入力してください。
- 複数回答の場合は複数箇所で区切って入力してください(例:3,4)。
- 調査対象業種が中小分類の項目は、中小分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまとめ上、大分類のみの場合、大分類(水色のセル)に記入してください。

都道府県名 ○○県 実績年度 令和3年度

#### ③業種別排出量の算出方法

- 業種毎の排出量の算出方法をご記入下さい。記入スペースが足りない場合は、シートを追加しご記入下さい。
- 算出方法が記載されている資料を添付していただくことも可とするが、当該算出

大分類	番号	産業分類 中分類 小分類 細分類	コード	調査方法の種類 排出状況調査	備考
(A) 農業、林業	1	農業、林業大分類 耕種農業	A011		
	2	農業 畜産農業	A012		
	3	林業	A02		
	4	上記以外の農業、林業			
(B) 渔業	5	漁業大分類	B		
	6	水産養殖業	B04		
	7	漁業、採石業、砂利採取業	C		
(D) 建設業	8	建設業	D		
	9	製造業大分類	E		
(E) 製造業	10	食料品製造業	E09		
	11	飲料・たばこ・飼料製造業	E10		
	12	織機工業	E11		
	13	木材・木製品製造業	E12		
	14	家具・家電品製造業	E13		
	15	パルプ・紙・紙加工品製造業	E14		
	16	印刷・同関連業	E15		
	17	化学工業	E16		
	18	石油製品・石炭製品製造業	E17		
	19	プラスチック製品製造業	E18		
	20	革・皮・毛皮製造業	E19		
	21	陶器・土石製品製造業	E20		
	22	鉄鋼業	E21		
	23	非鉄金属製造業	E22		
	24	金属製品製造業	E23		
	25	はん用機械器具製造業	E24		
	26	生産用機械器具製造業	E25		
	27	業務用機械器具製造業	E26		
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E27		
	29	電気機械器具製造業	E28		
	30	情報通信機械器具製造業	E29		
	31	輸送用機械器具製造業	E30		
	32	その他の製造業	E31		
(F) 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業	E32		
	34	ガス業	F33		
	35	熱供給業	F34		
	36	水道業	F35		
	37	上水道業 下水道業	F361 F363		
(G) 情報通信業	38	情報通信業大分類	G		
	39	通信業	G37		
	40	放送業	G38		
	41	情報サービス業	G39		
	42	インターネット付随サービス業	G40		
	43	映像・音声・文字情報制作業	G41		
(H) 運輸業、郵便業	44	運輸業、郵便業大分類	H		
	45	鉄道業	H42		
	46	道路旅客運送業	H43		
	47	道路貨物運送業	H44		
	48	上記以外の運輸業、郵便業			
(I) 卸売業、小売業	49	卸売業、小売業大分類	I		
	50	各種商品卸売業	I50		
	51	建築材料、金物、建葉料卸	I5311		
	52	家具・建具・専用機器卸	I56		
	53	その他の小売業	I601		
	54	じゅう器小売業	I602		
	55	燃料小売業	I605		
	56	上記以外の卸売業、小売業			
(K) 不動産業、物品販賣業	57	不動産業、物品販賣業大分類	K		
	58	物品販賣業	K70		
(L) 学術研究、専門・技術サービス業	59	学術研究、専門・技術サービス業大分類	L		
	60	学術・開発研究機関	L71		
	61	技術サービス業	L746		
(M) 宿泊業、飲食サービス業	62	宿泊業、飲食サービス業大分類	M		
	63	飲食店	M76		
(N) 生活関連サービス業、娯楽業	64	上記以外の宿泊業、飲食サービス業			
	65	生活関連サービス業、娯楽業大分類	N		
(O) 教育、学習支援業	66	洗濯・理容・美容・浴場	N781		
	67	教育、学習支援業	O		
(P) 医療、福祉	68	医療、福祉大分類	P		
	69	医療業	P83		
(Q) 複合サービス事業	70	上記以外の医療、福祉			
	71	複合サービス事業	Q		
(R) サービス業	72	サービス業大分類	R		
	73	自動車整備業	R891		
	74	その他のサービス業	R952		
	75	上記以外のサービス業			
(S) 公務	76	公務	S		

--

## 調査票 I - 3

調査票 I - 3  
④産業廃棄物処理状況の調査方法・処理区分毎

(H19.5.25改訂産業分類対応版)

- 産業廃棄物の処理状況の開示方法を、「調査票記入要領」の「別表-3」から選び、コード番号を記入してください。
- ＊複数の場合は「一」を入力してください。**
- 複数回答の場合は半角カタマで区切ってください。(例:3,4)。
- 調査方法コードが複数ある場合は備考欄に記してください。

フロー図の項目	不要物等発生量	排出量	自己未処理量	自己中間処理量	自己減量化量	自己未処理後量	自己本体減量化量	自己中間処理後量	自己再生利用量	自己搬送量	自己搬送後量	委託中間処理量				委託最終処理量						
												委託搬送量	委託搬送後量	委託搬送うち運送費の割合	委託搬送うち処理費の割合	委託搬送うち処理料の割合	委託搬送うち運送料の割合	委託搬送うち資源化量	委託搬送うち再生利用量	委託搬送うち中間処理後量	委託搬送うち直接再生利用率	委託搬送うち中間処理後量
調査方法の種類	(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13:イ)	(14:エ)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(10)(14:イ)(15)	(9)(17)	(10)(14:エ)(17)	
備考																						

○個別に調査方法が相違する場合は、下表に廃棄物の種類を記入し、それぞれの調査方法の種類をご回答ください。

●産業廃棄物の処理状況の調査方法を、「調査票記入要領」の別表-3から選び、コード番号を記入してください。

●複数回答の場合は半角カタマで区切ってください。(例:3,4)。

●廃棄物の種類の回答欄が不足した場合は、行を追加してください。

フロー図の項目	不要物等発生量	排出量	自己未処理量	自己中間処理量	自己減量化量	自己未処理後量	自己本体減量化量	自己中間処理後量	自己再生利用量	自己搬送量	自己搬送後量	委託中間処理量				委託最終処理量						
												委託搬送量	委託搬送後量	委託搬送うち運送費の割合	委託搬送うち処理費の割合	委託搬送うち処理料の割合	委託搬送うち運送料の割合	委託搬送うち保管料の割合	委託搬送うち其他の割合	委託搬送うち資源化量	委託搬送うち再生利用量	委託搬送うち中間処理後量
陥没物の種類	(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13:イ)	(14:エ)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(10)(14:イ)(15)	(9)(17)	(10)(14:エ)(17)	

## ⑤処理項目毎の推計量の算出方法

- 処理項目ごとの推計量の算出方法を記入してください。記入スペースが足りない場合は、シートを追加ご記入下さい。
- 算出方法が記載されている資料を添付していただきごとにご記述ください。
- 算出方法が複数ある場合は複数行で記述してください。

5
---









調査票III-1

調査票III-1 (H19.7.5改訂産業分野別対応版)  
産業廃棄物種類別抽出処理状況調査票(産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)の種類別処理処分量)

い。

●産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)の種類別処理処分量(単位:トン/年)を記入してください。

\*「水質汚濁物質基準適用業者、水質汚濁物質基準適用業者から最終処分まで運搬が行われるものは、「水質汚濁物質」に記入してください。

●処理区分が「その他」の場合は、未選択にして記入してください。

●処理区分はプローフ図のよどりで回答してください。複数道筋で実施した場合は、複数道筋の複数の処理区分を複数記入してください。

●処理区分が適用できない場合は、黄枠道筋の複数で実施した複数の処理区分を複数記入してください。

。

(単位:トン/年)

廃棄物の種類	プローフ図の項目	合計値で把握している場合は、下表右端にある所定の欄に記入してください。											
		自己排出量	自己中間処理量	自己未処理量	自己減少量	自己未生産量	自己再生利用量	自己未再生利用量	委託処理量	委託減少量	委託搬入量	委託搬出量	委託搬入後搬出量
燃え物	(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
汚泥													
醸油													
亜酸													
亜アルカリ													
燃アスチック類	うち石蜡含有												
紙くず													
木くず													
繊維くず													
動物性生皮膚													
動物系固形不要物													
ゴムくず													
金属くず													
ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	うち石蜡含有												
動物のふん尿	うち石蜡含有												
動物の死体	ばいじん												
がれき類	うち石蜡含有												

(\*)動植物のふん尿における再生利用及び中間処理についての考え方は以下のとおり。  
・再生利用:地と肥として用いる、生糞の主な施用、たとえば施肥等における施用等

調査票III-1(水銀廃棄物)

調査票III-1(水銀廃棄物) 廃棄物種別別処理率・処理状況調査票(水銀廃棄物・特別管理産業廃棄物を含む)の種類別処理処分量		H19.25改訂産業分類対応版	
		都道府県名	〇〇県
		実績年度	令和3年度
(単位:トン/年)			
廃棄物の種類	フロー図の項目	合計直接搬入量	
		直接再生利用率	間接再生利用率
水銀使用製品廃棄物として一括で記入。(=「②水銀使用製品廃棄物(一般)欄に記入」 もしくは、「③水銀含有ばいいん等」の欄に記入する場合は、両欄に記入することでよい。また、どちらの場合はどちらの欄にも二重計上がないように記入してください。 ●水銀使用製品廃棄物の分別処理について、廃棄物区分フロー図のどおりで回答して下さい。 ●水銀含有ばいいん等の欄に記入する場合は、両欄に記入して下さい。 ●フロー図の処理方法が適用できない場合は、該部門廃棄物を施設ごとの処置状況を添付して下さい。	委託搬入量	委託減量化量	
	委託搬入量	委託減量化量	
水銀使用製品廃棄物	水銀使用製品廃棄物由来の汚泥	自己処理量	自己処理量
	水銀使用製品廃棄物由来のアスチック類	自己処理量	自己処理量
水銀使用製品廃棄物由来の金属アズ	自己処理量	自己処理量	
	水銀使用製品廃棄物由来のガラス <sup>アズ</sup>	自己処理量	自己処理量
①水銀使用製品廃棄物(個別製品の種類別)			
水銀使用製品廃棄物由来の汚泥	自己処理量	自己処理量	自己処理量
	水銀使用製品廃棄物由来のアスチック類	自己処理量	自己処理量
水銀使用製品廃棄物由来の金属アズ	自己処理量	自己処理量	自己処理量
	水銀使用製品廃棄物由来のガラス <sup>アズ</sup>	自己処理量	自己処理量
②水銀使用製品廃棄物(一括)			
水銀使用製品廃棄物	自己処理量	自己処理量	自己処理量
	水銀含有ばいいん等	自己処理量	自己処理量
燃え残り	うち水銀含有	自己処理量	自己処理量
	自己	うち水銀含有	自己処理量
汚泥	うち水銀含有	自己処理量	自己処理量
	うち水銀含有	自己処理量	自己処理量
瓦斯 <sup>アズ</sup>	うち水銀含有	自己処理量	自己処理量
	瓦斯 <sup>アズ</sup>	自己処理量	自己処理量
珪藻土	うち水銀含有	自己処理量	自己処理量
	珪藻土	自己処理量	自己処理量
(単位:トントン/年)			
「水銀使用製品廃棄物」及び「水銀含有ばいいん等」(以下とも特別管理産業廃棄物を含む)の種類別処理処分量(単位:トントン/年)を記入してください。			
●「水銀含有ばいいん等」の欄に記入する場合は、「資源循環法(資源循環法)」の規定による資源循環率(資源循環率)を算出する場合に記入。(=「②水銀使用製品廃棄物(個別製品の種類別)」欄に記入)			

調査票III-2

**調査票III-2  
産業廃棄物種別抽出処理状況調査票(特別管理産業廃棄物・産業廃棄物全体の内数)の種類別処理処分票】**

(H19.2.5改訂版分類対応版)

- 特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の種類別処理処分量を記入してください。
- **●産業廃棄物から最終的にせきごとくして出るが、その場合は「(い)」に記入して下さい。**
- **●処理区分が「(い)」で複数ある場合は「(い)」に記入して下さい。**
- **●処理区分はロードリームによって、取り扱い、取り扱い方法によって、施設区分が自分処理、委託処理の区分別に実施した独自の処理状況を記入して下さい。**
- **●フロー図の処理状況が適用できない場合は、該部適用外と申告して下さい。**

フロー図の項目		委託中間処理量										委託後処理量									
廃棄物の種類	(1)	不 要 物 等 発 生 量	排 出 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 未 然 要 量	自 己 中 間 処 理 後 量	自 己 再 生 利 用 量	自 己 再 生 利 用 後 量	自 己 新 生 化 量	自 己 新 生 化 後 量	自 己 新 生 化 率										
		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)-(x)	(14)-(x)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)-(x)	(21)-(x)	
<b>特別管 理 産 業 廃 棄 物 等 を 含 む もの</b>																					
原油																					
液体																					
廃アクリ																					
感性性産業廃棄物																					
鉱石粉等																					
燃え體																					
ばいじん																					
廃油金屬等化合物																					
丙烷金屬等化合物																					
廃アルカリ金属等化合物																					
廃水銀等																					

## II. 活動量指標







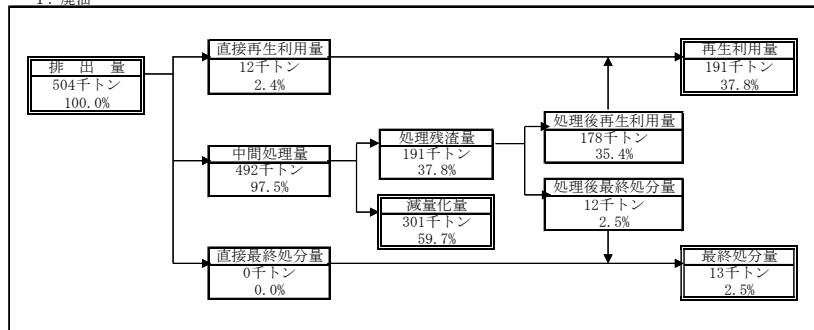




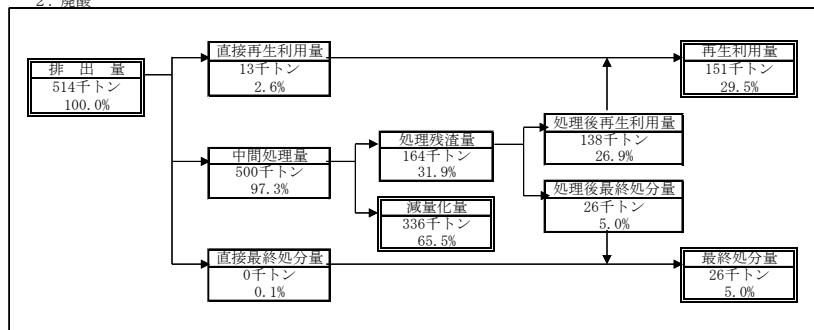
### III. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー



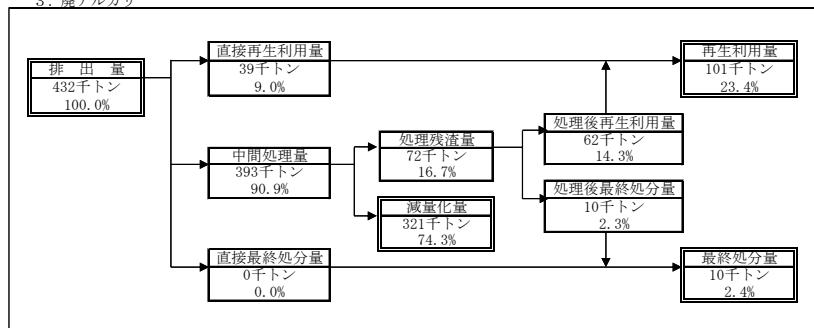
### 1. 廃油



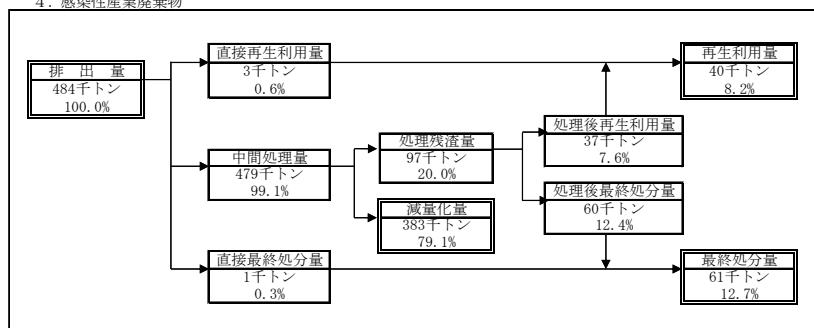
### 2. 廃酸



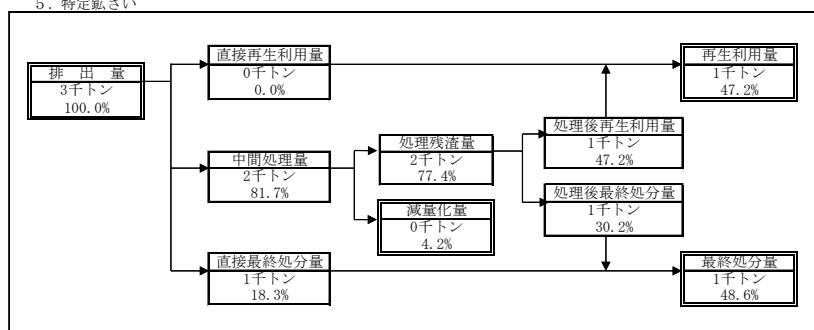
### 3. 廃アルカリ



### 4. 感染性産業廃棄物

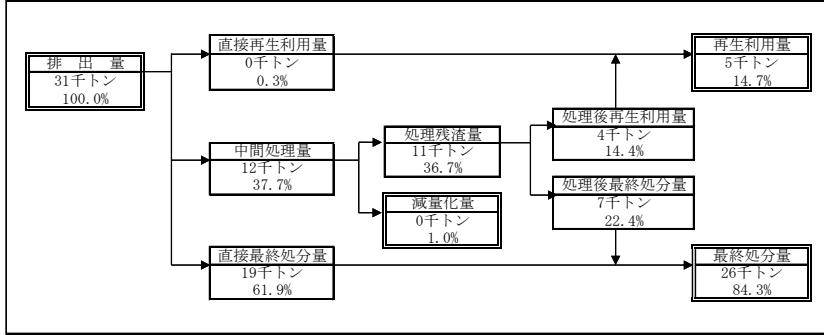


### 5. 特定鉱さい

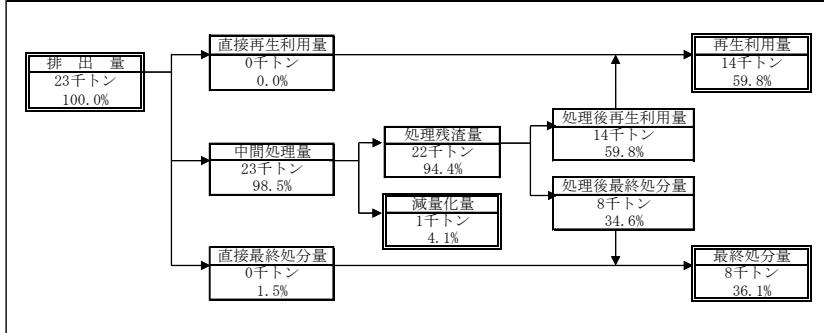


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

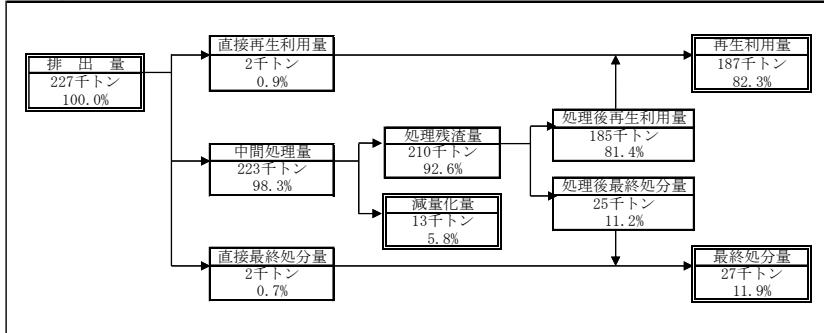
6. 廃石綿等



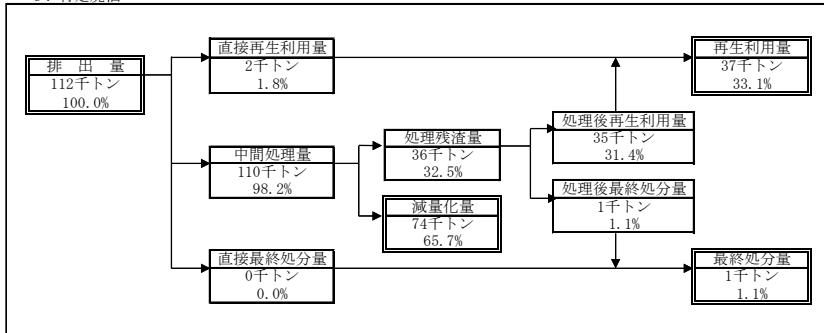
7. 特定燃え殻



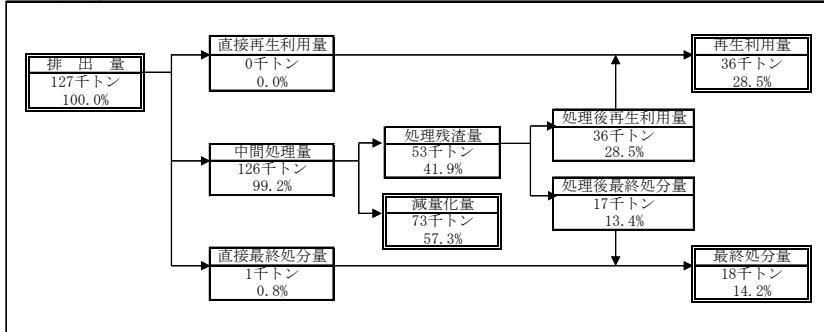
8. 特定ばいじん



9. 特定廃油

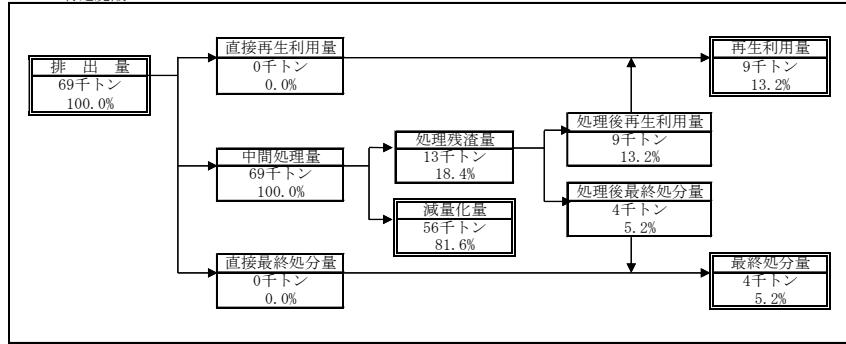


10. 特定汚泥

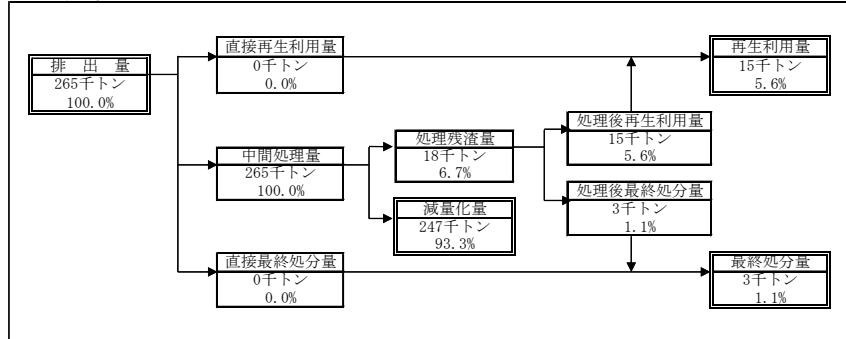


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

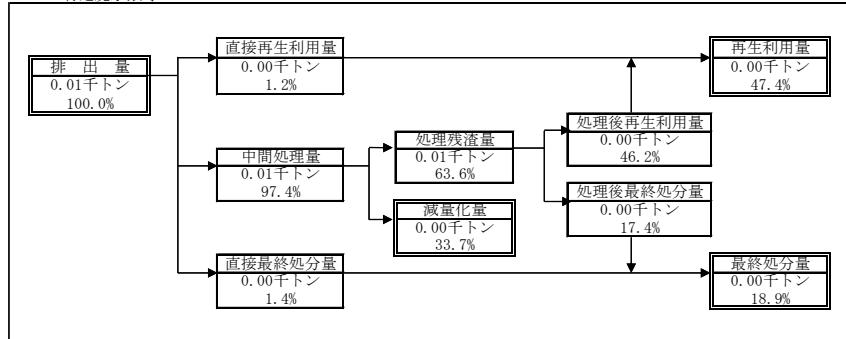
11. 特定廃酸



12. 特定廃アルカリ



13. 特定廃水銀等



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。





リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。